

尾張旭市教育委員会（3月）定例会次第

日時 令和3年3月24日（水）

午後2時

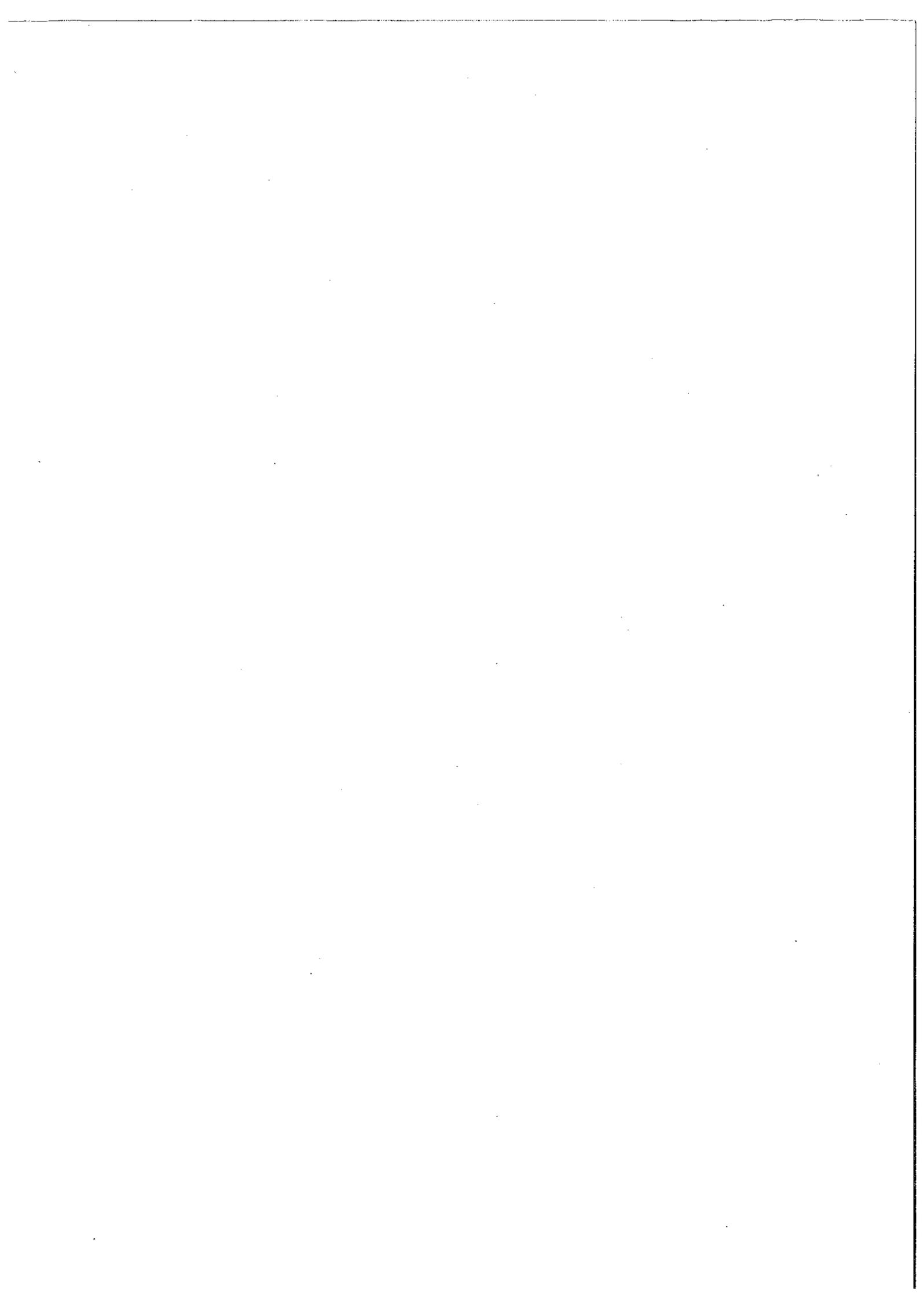
場所 市役所3階 講堂（2）

- 1 開会のあいさつ
- 2 前回会議録の承認について
- 3 報告
別紙のとおり
- 4 付議事件
 - (1) 承認第2号 令和3年度一般会計補正予算（当初）に係る教育長の臨時代理に關し承認を求めることについて
 - (2) 第6号議案 尾張旭市立小中学校管理規則の一部改正について
 - (3) 第7号議案 尾張旭市教育委員会における押印の廃止に伴う関係規則の整備に關する規則について（資料当日配布）
- 5 その他
- 6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和3年4月14日（水）午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）



I 愛日地方教育事務協議会（令和3年3月8日（月） 於：小牧市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 議事録署名人の選任

(2) 令和3～4年度事務協研究委嘱校（案）について

学習指導 日進市竹の山小学校

※令和2年度～3年度 学習指導 小牧市立岩崎中学校

(3) 令和3年度愛日小中学校愛日教育課程委員会（案）について

(4) 令和3年度学校訪問について（案）

※コロナ渦により特設授業は行わないものとして実施する。

(5) その他

4 報告・連絡事項

(1) 学校教育推進委員会

(2) 令和3年度辞令・発令通知書の伝達・交付式について

管内は4月1日午前で予定されている。

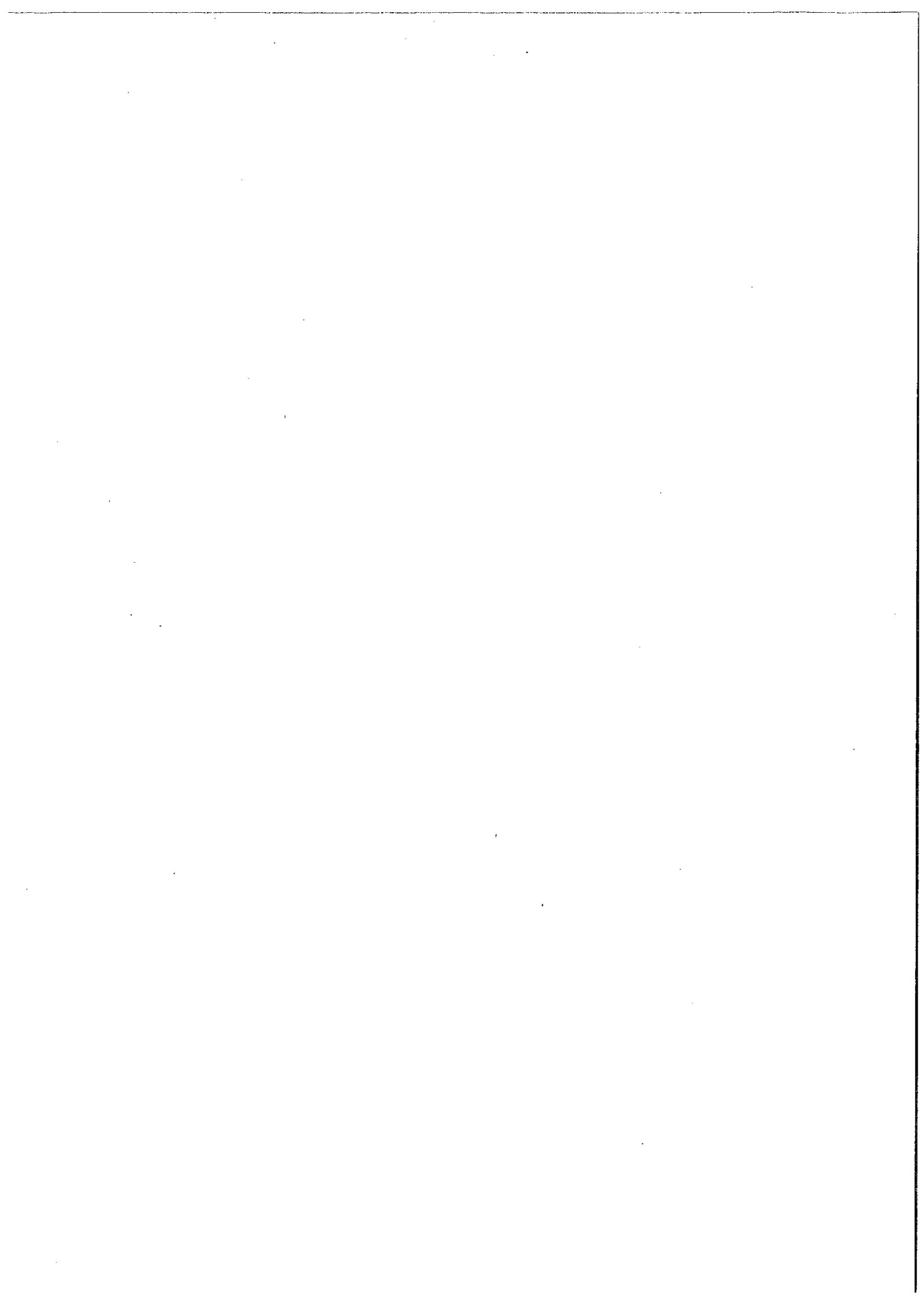
(3) その他

5 その他

(1) 教育事務所からの連絡依頼事項

(2) その他

6 閉会のことば



尾張旭市教育委員会

(令和3年2月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（2月）定例会会議録

- 1 日 時 令和3年2月17日（水） 午後2時00分
- 2 場 所 市役所3階 講堂（2）
- 3 出席者 教育長 河村 晋
委員 山本 真依子
委員 堀 祐子
委員 松尾 功
- 4 欠席者 委員 伊藤 智成
- 5 出席職員 教育部長 三浦 明
教育部次長兼文化スポーツ課長 加藤 博英
管理指導主事 川本 幸則
教育行政課長 田島 祥三
学校給食センター所長 松原 友雄
生涯学習課長 坂田 みどり
図書館長 三浦 明美
指導主事 寺田 泰次郎
教育行政課長補佐 加藤 貴之
教育行政課主査 伊藤 維希
- 6 傍聴者 4名

7 会議に付した事件

- (1) 第2号議案 令和3年度尾張旭市教職員定期人事異動に関する内申について
- (2) 第3号議案 尾張旭市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
- (3) 第4号議案 尾張旭市教育委員会事務局組織規則及び尾張旭市教育委員会公印規則の一部改正について
- (4) 第5号議案 令和2年度一般会計補正予算（3月）に関する意見の申出について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	<p>本日の出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから2月定例教育委員会を開催します。なお、伊藤委員より欠席届が出ておりますので御報告します。</p> <p>本年度も残すところ2か月を切りました。昨年の同時期を思い起こしてみると、既に新型コロナウイルス感染症のことで世界中を騒がせ、日本でも感染者が毎日のように発表されていたと記憶しています。</p> <p>あれから一年が過ぎようとしていますが、まだまだコロナは収まることなく、市民にも様々な制約をお願いし、学校でも教育活動を臨時休業という形で制約する状態となりました。今では、学校では何とか教育活動を中断することなく継続していますが、その内容に至っては制約を必要として行っているのが現状です。</p> <p>状況としては、ワクチン接種が始まろうとしており、また、各地の感染者数も少しずつですが減少してきています。緊急事態宣言も期間を待たずに終わろうとしているようですが、気を緩めることなく更に収束へ向かうよう取り組みを継続していくことも必要と思います。</p> <p>少しでも早く、児童生徒への教育活動に日常が戻ることを期待するとともに、様々な工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>こんな時期だからこそ、夢と希望に溢れる未来に向けた取り組みをしていくことが大切であり、教育とは、そんな未来に必要なものを与えていくことになると思います。</p> <p>それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、1月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、1月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は山本委員を指名しますので、後ほどお願いします。</p>

	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・2月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	入学説明会について事前に資料を配布して参加人員を制限したとのことで、例年は全保護者が参加していると思いますが、今回どれくらいの割合の保護者が出席したか教えてください。
管理指導主事	在校生にきょうだいのいる家庭については、学校の様子がわかっているもので、なるべく学校に来ることを控えていただくように依頼をした学校があります。この学校については、104名の入学予定のうち50名程度出席とのことで、約半数となっています。
教 育 長	その後、問題はありませんでしたか。
管理指導主事	特にありませんでした。
堀 委 員	旭中学校は総合的な学習の時間や各教科の授業で感染症予防学習に取り組む予定とのことですが、他の中学校についてはどうですか。
管理指導主事	旭中学校からのみ報告を受けています。旭中学校は保健学習に非常に積極的に取り組んでおり、国からの表彰も受けておりますので、他の学校に比べてより積極的に取り組んでいると思われます。
山 本 委 員	小学校6年生、中学校3年生は進学にあたって大事な時期ですが、不安の声は例年と比べていかがですか。
管理指導主事	例年と異なる声があるという報告はありませんが、子供たちがストレスを持って生活していることは考えられます。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・情報公開請求について

	<p>・35人学級の拡充によるクラス数の変化について</p>
教 育 長	<p>ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。</p>
	<p>後援・推薦行事について、新型コロナウイルス感染症の対策について</p>
	<p>結果報告とともに報告をお願いするようにしたとのことですが、その中で、特別よい対策や市で活かすことができる対策はありましたか。</p>
教育行政課長	<p>対策ではありませんが、今回の報告の中にも、オンラインの開催が2件あります。今後はイベント開催にあたりオンラインを活用したものが増えていくのではないかと思います。</p>
教 育 長	<p>オンラインについては、生涯学習課や図書館でも取り組みが始まっており、教育委員会は様々な講座やイベントがありますので、オンラインも活用しながら進めていただきたいと思います。</p>
	<p>また、情報公開請求についてですが、不存在で非公開としている文書がありますが、作成する必要がない文書ということでよろしいでしょうか。</p>
教育行政課長	<p>日常超過勤務の割り振り変更簿については作成しない文書になっておりますので、不存在で非公開としております。</p>
教 育 長	<p>35人学級について確認させていただきます。35人学級は国の施策として決定しており、教室や教職員を確保のため今後の推計を報告いただいたところですが、その中で2点質問させていただきます。</p>
	<p>1点目は、特別教室が1番少ない学校が旭丘小学校の12、1番多い学校が本地原小学校の17となっており、そこから転用できる室を引くと最低限の特別教室の必要数が出ますが、例えば旭小学校は14教室のうち転用できる室が1のため必要数は13、三郷小学校は15教室のうち転用できる室が7のため必要数は8となりますが、この違いは必要な教室の数え方に異なる部分があることによるものですか。</p>
教育行政課長	<p>各学校で状況が異なる部分がありますが、例えば三郷小学校は転用ができない室は8教室であり、内訳としては音楽室が2教室、理科室、パソコン教室、図書室、図工室、多目的室、家庭科室で、各教科に必要な</p>

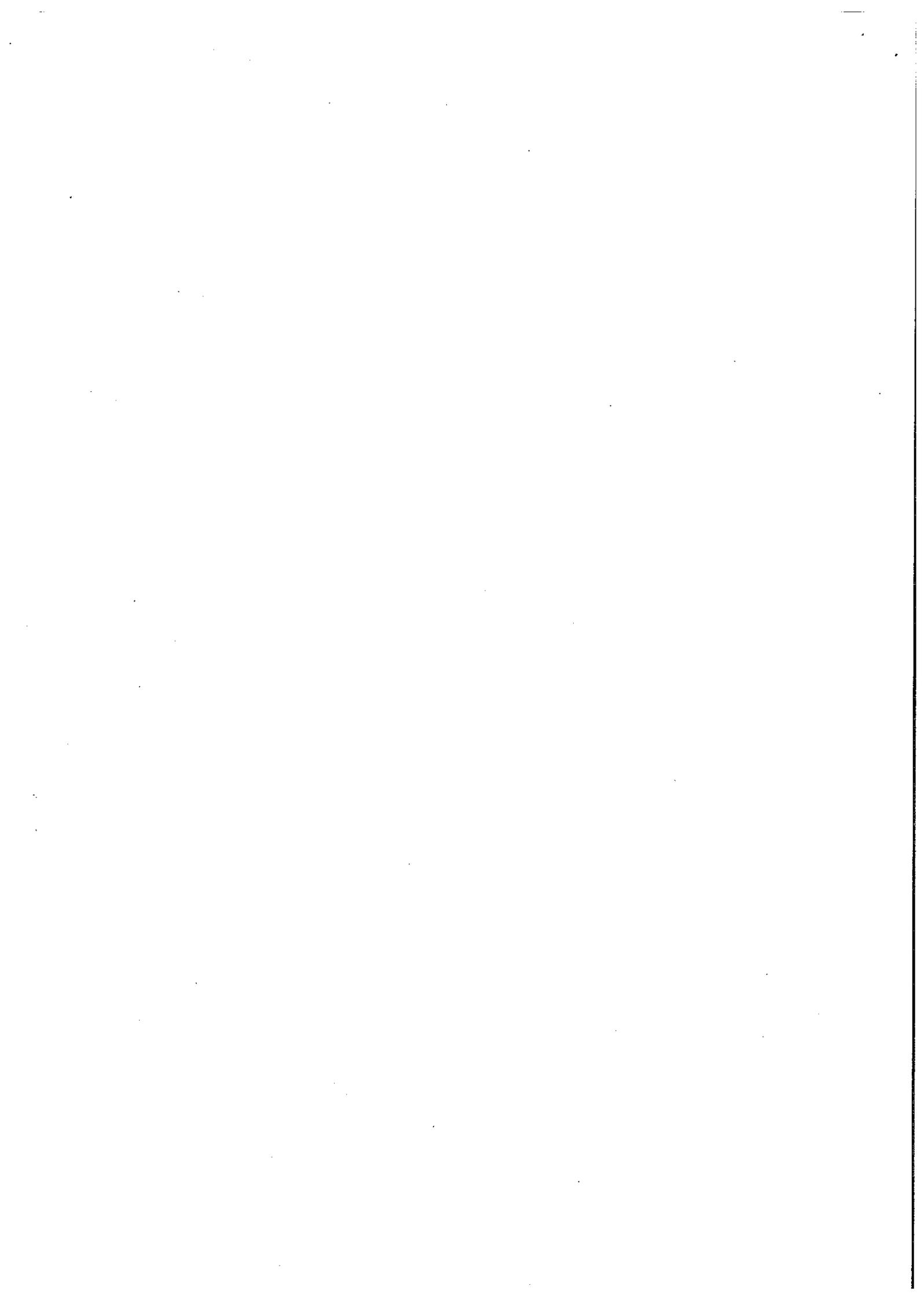
	<p>教室となっております、他校でも共通して必要な特別教室となっております。</p> <p>また、三郷小学校についてはこれらは普通教室とは形状が異なり、面積が広がっています。</p> <p>転用できる室としては学校ごとに差はありますが、例えば三郷小学校の場合、学習室、児童会室、教材室、生活科室等、かつては普通教室として使用していた教室が見込まれています。一方、どの学校も空き教室はなく、どの教室も今現在必要な教室となっております、推計では機械的に転用できると判断している部分もありますので、実際に転用が必要になった際には各学校の実情を伺いたいと思います。</p>
教 育 長	<p>旭小学校、東栄小学校、渋川小学校いずれも約10以上の教室が必要とされていますが、元の特別教室の数え方に差があると、例えば相談室は元々1つだった部屋を2つに仕切って2教室として数えていると、ここでも差が出てきます。そう考えると基本的に必要な教室に違いがないかどうかを確認したいと思います。</p> <p>先程必要な特別教室を8教室挙げていただきましたが、そこに相談室を合わせると約10教室となります。兼用している部分があれば、数の違いが出てくるとは思いますが、旭小学校の増築もあり、全ての学校で平等な教育環境が保てるようにすることが教育委員会の役割だと思いますので、必要教室が何かを明らかにしていただくとよいと思います。</p> <p>2点目ですが、小学校の35人学級が打ち出され、国ではいずれ30人学級も考えていると言われていています。それはまだ決定ではありませんがその他、何年後になるか分かりませんが、中学校についても35人学級を考えているという発言もありました。西中学校に増築予定があり、問題ないとは思いますが、中学校が35人学級になった場合の教室数はいかがですか。</p>
教育行政課長	<p>中学校については今回は対象外ですが、合わせてシミュレーションした結果では、現在の人数からは不足はありません。しかしながら、本市は3校とも生徒数が多く、規模の大きい学校となっております、特に西中学</p>

	校では少人数教室や相談室が確保できていない状況ですので、来年度増築することで、35人学級の拡充にも対応できる予定です。
教 育 長	ありがとうございます。
	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・新春ふるさとかるた会の結果について
	・第35回市民ジョギング大会の結果について
堀 委 員	新春ふるさとかるた会の参加者数は想定通りですか。
文化スポーツ課長	今年度は参加者はカウントできなかったため、ページへのアクセス数となりますが、285回と、想定より多い結果となりました。
堀 委 員	市民ジョギング大会も昨年度より325名多いとのこと、よい結果だと思います。
文化スポーツ課長	ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症で外出が減った結果、参加者が増えた部分もあると思います。
堀 委 員	平日の夜間及び土日祝日に受付を可能にしたとのことですが、人員配置等、無理はありませんでしたか。また、大変だったことがあれば教えてください。
文化スポーツ課長	夜間、休日の受付は体育館で行っており、体育館の業務内で行いましたので、無理はありませんでした。全体においても、特に大変だった部分はなかったと思います。
教 育 長	今回はオンラインや自由参加で開催しましたが、例えば、今の状況で収まった場合、今回の方法を取り入れたり、併用したりといった考えはありますか。
文化スポーツ課長	今後、時間をかけて検討していきます。ジョギング大会についてはスポーツ協会に委託している事業ですので、スポーツ協会にも確認しながら進めていきたいと思っています。今年度は急遽変更したためPRもままた

	りませんでした。今後については、今回の下地がありますので、時間をかけてPRを行っていききたいと思います。
教 育 長	多くの市民が参加できるようにしてください。
	新春かるた会について、ダウンロードする方法としましたが、カルタの売り上げに影響はありましたか。
文化スポーツ課長	市役所のロビーでかるたを展示していたこともあり、その期間は販売数が伸びました。
教 育 長	様々なところで啓発を行っていただきたいと思います。
山 本 委 員	参加した人の感想は収集できましたか。
文化スポーツ課長	今回は感想を収集する環境はありませんでした。来年度以降は感想を収集できるようにできればと思います。
山 本 委 員	よりよくなるような意見が聞けるかもしれません。
教 育 長	意見を参考に取り組んでいただきたいと思います。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
	・令和3年度教育委員会当初予算案(変更)について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	令和3年度の予算について、議会に提出する案となります。項目として大きなものは、新型コロナウイルス感染症に対する対策を追加したところ。それ以外は、実施することに変わりはないということでしょうか。
教 育 部 長	そのとおりです。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次に次第の4、付議事件に入ります。
	はじめに「第2号議案 令和3年度尾張旭市教職員定期人事異動に関

	<p>する内申について」審議しますが、本議案は人事案件になりますので、尾張旭市教育委員会会議規則第7条の2、ただし書きの規定により、会議を非公開とする旨をお諮りしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声)</p> <p>それでは、「第2号議案 令和3年度尾張旭市教職員定期人事異動に関する内申について」は、会議を非公開とし、次第の5、その他の後に秘密会として審議します。</p> <p>次に「第3号議案 尾張旭市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」審議します。</p>
指 導 主 事	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>・第3号議案 尾張旭市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について</p>
教 育 長	<p>ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(無しの声)</p> <p>無いようですので、「第3号議案 尾張旭市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。</p> <p>(全員異議なく原案どおり可決)</p> <p>次に「第4号議案 尾張旭市教育委員会事務局組織規則及び尾張旭市教育委員会公印規則の一部改正について」審議します。</p>
教育行政課長	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>・第4号議案 尾張旭市教育委員会事務局組織規則及び尾張旭市教育委員会公印規則の一部改正について</p>
教 育 長	<p>ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>今回は、前回の教育委員会で示した組織の変更について、規則の条文、別表の変更があったということです。</p> <p>他にご意見、ご質問等はございませんか。</p>

	(無しの声)
	無いようですので、「第4号議案 尾張旭市教育委員会事務局組織規則及び尾張旭市教育委員会公印規則の一部改正について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第5号議案 令和2年度一般会計補正予算(3月)に関する意見の申出について」審議します。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
	・第5号議案 令和2年度一般会計補正予算(3月)に関する意見の申出について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	学校給食センターの給食原材料費補償金について、相手方から減額の申出があったためということで、本来は補填すべき内容かと思いますが、取りやめるのですか、それとも別の形で補填されますか。
学校給食センター所長	具体的には牛乳の事業者から減額の申出があり、当初は生産に関わる様々な費用を踏まえた金額で請求がありましたが、その後、チーズ等に転用できたため箱の金額のみでよいとのことで、減額した請求をいただいたため、支出額が減少しました。
教 育 長	ありがとうございます。
	他にご意見、ご質問等はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第5号議案 令和2年度一般会計補正予算(3月)に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。



3月定例教育委員会報告

3月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和3年3月24日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 3月議会について
管 理 指 導 主 事	1 3月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 行 政 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について 3 尾張旭市教育委員会障がい者活躍推進計画の数値目標の達成状況について 4 特色ある学校づくり推進事業について 5 令和2年度尾張旭市教育支援委員会の結果について 6 令和2年度「いじめ実態調査」の調査結果について
学 校 給 食 セ ン タ ー	1 令和2年度第2回尾張旭市学校給食運営委員会の結果について 2 「皆が食べられる学校給食の日」の名称変更について
生 涯 学 習 課	1 第26回生涯学習フェスティバルの実施結果について
図 書 館	1 令和2年度第2回尾張旭市立図書館協議会の結果について
文 化 ス ポ ー ツ 課	
全 課	1 令和3年4月1日付け尾張旭市教育委員会事務局職員の人事異動について

1 3月議会について

代表質問

答弁

〔質問者〕 櫻井 直樹〔市民クラブ〕

〔質問事項〕 1 公共施設の未来について

(1) 総合体育館と市民プール新築計画について

【市長答弁】

本市の教育施設については、これまで学校の大規模改造工事やエアコンの整備、トイレの改修等、主に学校施設の整備を優先して進めてきました。

このため、次なる施設整備として、総合体育館や市民プールの整備に、着手したいところではあります。今後引き続き学校施設の整備が必要であるなど、市全体の状況を見渡すと、まだ具体的な着手時期をお答えすることができないのが、実情であります。

また、安全安心な利用環境を考慮しますと、懸案事項である「総合体育館のエアコン設置」についても検討していく必要があります。

このため、まずは現在策定中の「公共施設等総合管理計画」の「個別施設計画」の内容を踏まえて、今後の予定を検討していきたいと思っておりますが、その際には、現在ある施設を、長く大切に活用する「長寿命化」も視野に入れながら、適切な維持管理にも努めていきたいと考えております。

(2) 市立図書館の新築計画について

【市長答弁】

図書館については私も、機会のあるたびに、他市の図書館へ伺うなど、以前から高い関心を抱いております。中でも、子ども専用のフロアを設置した事例が大変印象に残っており、こうしたものが本市でも整備できないかと、頭を巡らせたこともありました。また、図書館に期待するところは、人それぞれだと思っておりますが、「ゆったりと過ごせる空間の提供」といったことも、その役割の一つだと思っております。さらに最近では、「電子図書の導入も必要」とのこと、様々な形態があるものだと感じております。

このため、市立図書館についても、先ほどの総合体育館等と同様、「個別施設計画」や、他施設の整備予定等を踏まえて、今後の予定を検討していくこととなりますが、その前に、まずは「図書館のあり方」について、しっかりと考えていくことが必要だと思います。

市立図書館は、長きにわたって幅広い年代層に親しまれ、御利用いただいている施設です。施設の老朽化や図書館を取り巻く環境の変化、市民のニーズの多様化など、様々な課題もあります。こうしたことを受け、昨年12月には「利用者アンケート」を実施し、市職員による「図書館のあり方検討」も進めておりますので、これらの結果も踏まえながら、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

2 市民の健康で、安全・安心な生活環境について

(3) 小中学校体育館の空調設備について

【市長答弁】

本市では、学習環境への影響を考慮して、これまで積極的に小中学校の施設整備を進めてきました。特に大規模改造工事を計画的に実施するとともに、普通教室への空調設備の設置も進めてきました。

こうした中、私が学校を訪問した際、教員の皆さんから、新型コロナウイルス感染症への対応のため、普通教室と同様、特別教室への空調設備設置の要望をお聞きしました。このため、これまでの大規模改造工事に優先して、この設置を進めていくこととしております。

一方、学校体育館につきましては、授業や部活動での利用以外に学校開放としての利用や、さらには「指定避難所」としての役割もあるため、こちらも空調設備の設置の必要性が高いと考えております。

なお、実際の設置に当たっては、大規模改造工事やトイレ改修などといった重点事業との調整も必要となりますので、今後、総合的に検討していきたいと考えております。

3 豊かな心を育む教育について

(1) 豊かな心を育む教育とは

【教育長答弁】

「豊かな心」を育んでいくことは、教育にとって重要な施策であります。このため、総合計画や教育振興基本計画において位置づけをし、今回の新学習指導要領下でも「社会に開かれた教育課程」として推進されています。本市の教育は尾張旭市教育振興基本計画をもとに進めており、つながり合い伸びる尾張旭の教育を教育理念とし、子どもたちにも地域や社会の中で学び、自らが主体的に社会性を持つことを求めています。命を大切に、他人を思いやる心を育むとともに、社会的な規律を守ることでできる児童生徒の育成を目指し、その表れが気持ちとして、そして行動として現れてくることから、学校生活を楽しく送っていることにつながってくると考えております。

こうしたことの実現に向け、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進するとともに、体験活動やボランティア活動、あいさつ運動などを、各学校で創意工夫しながら、家庭・地域社会との協力を得て充実に努めております。

成果としましては、「学校生活を楽しく送っている児童生徒」の成果指標は90%を超え、高い水準にあり、維持向上に努めるとともに、「楽しくない」と回答した児童生徒に対して、適切な支援ができるよう、引き続き努めてまいります。

(2) これからの「心を育てる教育」について

【教育長答弁】

心の教育については、社会で生き抜いていくために、必要不可欠なものであり、これまでもその重要性については指摘されていたところでございます。道徳が特別の教科となって本格実施となりましたが、新型コロナウイルスにより、つまづいた感がありました。特に、人や社会とのつながりが希薄となってきた時代をさらに考えさせられたことでもあります。

技術の発展により、新しい時代にあった教育に求められるものも大きく変化する中で、GIGAスクール構想による1人1台端末の整備により、児童生徒の人とのつながりが薄れ、孤立化が危惧されることもあります。そうならないように豊かな心を育んでいくことに教育の方向性をしっかりと持っていきたいと考えております。

今後は、「心を育てる教育」として、多面的・多角的に学び「議論する道徳」に取り組んでいき、相手の身になって考えることができる力を育み、具体的には、思いやり、感謝、自主性、規律性、命、地域愛・郷土愛を培っていくこととなります。道徳教育や体験活動を中心に他の教科と横断的に実施していくことが大切であり、地域との関わりを深めることで、より実現に向けた教育が行われることにつながってまいります。

【質問者】 芦原 美佳子〔公明党尾張旭市議団〕

【質問事項】 6 学校教育について

(1) GIGAスクール構想の推進について

【教育長答弁】

全国的に、GIGAスクール構想として前倒しで進められ、社会の動きに遅れることのないよう推進していかなければならないことを実感しています。学習指導要領の改訂によりプログラミング教育が注目され、さらに、Society5.0時代をたくましく生き抜く

資質・能力を育成することが目標とされ、今後の活用の方法が大切となってきます。

想定している取り組みとしましては、プログラミング教育での活用は、もちろんのこと、一斉学習の場面で資料を大きく映して児童生徒に分かりやすく説明したり、個別学習や協働学習の場面で「ドリルソフト」や「授業支援ソフト」を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを推進していくこととしております。また、家庭学習や不登校の児童生徒への学習支援への活用などについても取り組んでまいります。

学習者用デジタル教科書につきましては、拡大表示や文字色の反転、書き込み機能等を活用することで、特に個別学習の場面での学びの深化や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の軽減等が期待されております。課題としましては、全ての教科書をデジタル化のみで実施していくことは難しいことも指摘されており、紙の教科書との併用方法についてなどが考えられます。なお、来年度は、文科省による事業を活用して、小学校5・6年生や、中学校への導入について調整しております。

(2) 少人数学級の導入について

【教育長答弁】

公立小中学校の学級の人数は、義務教育標準法で定められており、新型コロナウイルス感染症の拡大により「3密回避」や新しい時代に対応した教育を実施していくために必要な措置として、令和3年度から小学校の全学年を段階的に35人学級としていくこととなりました。愛知県では、すでに小学校2年生や中学校1年生についても35人学級を導入しており、これを受け、来年度は小学校3年生へ拡大されていくこととなります。

少人数学級が進むことは、教員の働き方改革という観点から負担軽減が期待されるとともに、教員が子どもたちと向き合う時間が増え、学習面に加え、いじめや不登校といった指導の面においても、より丁寧な対応ができることを期待しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、いわゆる3密を避ける教育活動の推進を図ることができると考えております。

来年度、本市では小学校3年で3校が学級増の対象となりますが、より一層の少人数学級が拡充されていくことで、その効果を期待しております。反面、教員の確保や資質の低下について、課題も多くあると考えております。地域によって教育の格差が生じないよう、国や県へ働きかけていくとともに、市独自にも学校教育の充実に向けた支援を行っていきたいと考えております。

(3) 中学校の制服について

【教育長答弁】

現在、東中学校では、時代や環境の変化、男女の在り方の観点から、中学校の制服について見直しを進めております。こうした動きは、全国的に進められてきており、近隣市においても同様に見直しが行われることを聞いております。

開校以来、詰め襟、セーラー服で親しみのある反面、熱中症対策及び防寒対策など機能性に乏しく多様性にも配慮できないことなど、さらに価格的にも負担が大きいことなどの課題を抱えておりました。こうした課題を解消するため、プレザースタイルを導入していきたいと学校から相談を受け、実施に向け動きだしたものであります。

導入にあたっては、保護者や地域の方の声を傾聴しながら、生徒の様々なニーズに対応できる制服を選定すること、適当な価格設定とすることや多くの販売店で取り扱うことなどが挙げられます。

現在は、東中学校が先行して見直しを進めており、令和4年度から新しい制服への移行を目指しております。他の中学校につきましても同一年度に導入は難しいものの、前向きに取り組んでいくよう依頼しているところであります。

【質問者】 松原 たかし〔令和あさひ〕
【質問事項】 2 「こどもは宝」について
(3) 学校教育の充実について

【教育長答弁】

新型コロナウイルス感染症は、学校教育にも大きく影響し、学びの保障と心のケアなどに対応していくこととなりました。

児童生徒の中には、心理的なストレスを抱えている者もいると考えられ、学級担任等が努めて個々に声かけを行うとともに、養護教諭や相談員などと情報共有し、適切に対応できる体制を整え心のケアに努めております。相談体制については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のアドバイザー、心の教室相談員の充実により、これまで以上に連携し、組織的な対応に取り組んでまいります。

学習の継続につきましては、各学校は教育活動全般を見直すとともに、日々創意工夫しながら懸命に継続し、児童生徒が多くの制約の中で一生懸命学習に取り組んでくれたことで、令和2年度の学習遅延は解消することができたと各学校から確認しております。

今後は、臨時休校を行うことがないよう感染対策を徹底し、1人1台タブレットの活用、保護者連絡システムの導入などにより、児童生徒の学びを継続していくよう努めてまいります。

一般質問

答弁

【質問者】 若杉 たかし〔令和あさひ〕
【質問事項】 1 不登校生徒の居場所について

(1) 不登校生徒の居場所としての機関について

【教育長答弁】

子どもたちにとっての居場所づくりは、人や社会との関わりにおいて、とても大切なものであります。特に、不登校児童生徒にとっては、こうした人や社会との関わりが閉ざされることになり、以後の生き方に大きな影響を及ぼすこととなります。

教育委員会としましても、不登校児童生徒に寄り添った支援を進めるためには、社会との関わりを少しでも持つことができるような仕組みを作っていくことが大切であると考えております。

不登校児童生徒の居場所づくりに関する取組につきましては、学校での別室登校をはじめ、学校外では適応指導教室がその役割を担っております。これらの通室支援のほかには、メンタルフレンドの派遣による訪問支援なども実施しております。

これ以外にも、教育委員会で行っている地域未来塾や、福祉課を中心として行っている子どもの学習支援事業、さらに民間のフリースクールなどが、単に学習支援だけでなく、様々なニーズに対応できる児童生徒を支える居場所づくりが展開されています。

様々なニーズに対応できる児童生徒の居場所づくりについては、行政だけでは限界もあり、多くの機関にそうした場の提供がされることを望んでおります。地域活動やボランティア活動も含め、まずは社会との関わりを切らないようにすることが大切であると考えております。

(2) 市の対応について

【教育長答弁】

不登校児童生徒は、全国的にも毎年度増えており、本市でも課題の一つとなっております。現状としては、人数が増加しているのみでなく、その原因や内容も複雑化し、長期化もしてきています。こうしたことから、先ほどお話しさせていただきましたように、

学校や教育委員会が行う居場所づくりだけでなく、その他多くの機関の連携のもと、様々な居場所の提供が求められてきております。

学校では、不登校の児童生徒がいる家庭への働きかけを組織的にできるよう、担任をはじめとした教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ、その他学校外の関係機関や地域の支援者と連携して対応にあたっております。特に、専門機関とのつながりの深いスクールソーシャルワーカーを中学校区各1名に配置する体制を整備しており、様々な機関と連携をして対応しております。

最近では、民間やボランティア団体などの支援も多く展開されており、様々な方策により社会復帰ができるよう取り組みがされていることから、こうした団体等とも連携しながら居場所づくりをしていくことにより、それぞれに合った居場所を選択できるようになっていくものと考えております。

【質問者】 秋田 さとし〔令和あさひ〕

【質問事項】 2 変わりつつある小中学校生活について

(1) 昨年の緊急事態宣言に伴い学習遅延は解消されたのか

【教育長答弁】

昨年の全国一斉緊急事態宣言により、学校は臨時休業をすることとなり、授業時間そのものを失うこととなりました。授業開始にあたっては、授業時間を確保するために各地で様々な工夫がされてまいりました。本市でも夏季休業日や冬季休業日を短縮することなどで授業時間を確保することとしましたが、これだけでは不足する部分も多く、運動会など行事の精選に努めることで、さらに授業時間の確保をしてまいりました。

その結果、各学校が日々創意工夫しながら懸命に教育活動を継続し、児童生徒が多く、の制約の中で一生懸命学習に取り組んでくれたことで、令和2年度の学習遅延は解消することができたと各学校から確認しております。

(2) GIGAスクール構想について

ア 1人1台のタブレット導入について

【教育長答弁】

教育の情報化は、社会における情報化の進展とともに、令和時代のスタンダードとして、一人一台端末の整備が当初の令和5年度までの計画を、新型コロナウイルスの影響により今年度に前倒しする形で実施されました。

目指す教育として、一人一台端末の活用は、多様な子どもたちをだれ一人取り残すことなく、個別最適化された学びや創造性を育むものを目的として整備していったもので、これが早期に実現可能となっていく環境は、喜ぶべきものであります。

こうした流れを受け、本市で、令和2年6月議会においてGIGAスクール関連の予算を補正計上し、昨年12月末に全小中学校で、一人一台端末の整備を完了し、高速ネットワーク網も整備することで、2月に本格的に稼働することとなりました。

今年になって各学校において、タブレット端末の貸与式を行うなど、児童生徒が端末を手にし、その活用をスタートさせています。

(2) GIGAスクール構想について

イ タブレットの活用方法について

【教育長答弁】

ICTを活用した授業場面として、一斉学習、個人学習、協働学習の3つの場面を想定しております。

一斉学習では、教員が教材を大型提示装置等に拡大したり書き込みながら提示したりすることで、分かりやすく説明したり、興味・関心を高めたりします。

個別学習では、ドリルソフト等を活用することで、一人一人の特性や習熟の程度等に

応じた学習に取り組んだり、調査活動に取り組むことで、主体的に情報を収集・判断し、自分の考えをもつことができる力を養ったりします。

協働学習では、自分のグループ内の複数の考えを書き込んだスライドや、書き込みをした教材を映すことなどで、互いの考えを視覚的に共有することができ、グループ内の議論を深め、学習課題に対する自分の意見整理を円滑に進めることができると考えております。

これらの活動の前提として、デジタル教科書やデジタル教材を活用して授業を行っていくこととなります。

また、これ以外の活用では、臨時休校や不登校児童生徒などへの活用や長期休業期間を含めた家庭学習での活用も検討していくこととなります。まずは、これまでの授業スタイルに自然な形で溶け込むことで、ICT活用の日常化につながり、児童生徒の資質・能力の向上につながると考えております。

(2) GIGAスクール構想について

ウ タブレットを持ち帰り家庭学習に使用することについて

【教育長答弁】

タブレットの家庭学習の使用には、日々の持ち帰りや長期休業などの使用などがあげられますが、基本的には家庭学習でも活用ができる体制を整備していくこととなると考えております。

日々の家庭学習での使用では、授業で学んだ内容についてICTを活用した家庭学習で補充するなどして、授業と家庭学習を結び付けることで、学習効果が高めることができると考えております。

また、長期休業での使用では、オンライン授業や個別のニーズに応じた学習への活用で、学びの保障や多様な学びに寄与していくものと考えております。

まずは、タブレットを家庭に持ち帰り家庭学習で活用するために、事前に試行期間を設けることも有効であると考えております。タブレットを活用した家庭学習が円滑に実施されるよう、適切に準備を進めてまいります。

2 変わりつつある小中学校生活について

(3) 中学生の制服について

【教育長答弁】

東中学校では、時代や環境の変化、男女の在り方の観点から、旭中、西中に先行して制服についての見直しを進めております。

この動きは、昨年度、東中学校から話があり、近年の全国的な状況や近隣市の状況からも、時代に合った動きであると受け止め、適正に進めていただくよう答えたものであります。また、他の2つの中学校にもこれを受け、前向きに進めていただくよう依頼をしております。

制服の選定にあたっては、学校だけでなく、生徒や保護者の声を取り入れながら行っており、機能性や多様性といった課題への対応としてブレザースタイルを導入していくこととして進めております。

令和4年度には、新しい制服となる予定であり、学校教育は、タブレット端末など新たな時代に向かっていくことに期待しています。

3 尾張旭市新成人の集いについて

(1) コロナ禍における今年の開催について

【教育部長答弁】

令和3年新成人の集いは、1月10日に、新型コロナウイルスの感染防止対策を行った上で、開催いたしました。

議員の皆様を始め、ご協力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

感染防止対策は、「3密を防ぐ」「時間を短縮する」「意識を高める」という、3つの視点で取り組みを行いました。

具体的には、「3密を防ぐ」点では、東中学校区、西中学校区の会場を、人と人の間隔を確保できる中学校の体育館に変更し、換気も徹底しました。

また、「時間を短縮する」点では、内容を変更し、2部の集いを中止した上で、来賓の出席を限定し、ビデオメッセージとして映像で紹介しました。

さらに、「意識を高める」点では、マスクの着用を徹底するほか、会場入口での検温とアルコール消毒、開催前からの体調管理、接触確認アプリCOCOA（ココア）の利用推奨などのできる限りの感染防止対策を実施しました。

感染拡大が続く中での判断となりましたが、開催を望んでいた多くの新成人の皆さんに、一生に一度の大切な場を提供することができたと考えています。

また、今回の開催は、今後、コロナ禍で同様の取り組みを実施していく試金石となる取り組みであったと考えております。

(2) 「新成人の集い」における周知啓発について

【教育部長答弁】

新成人の集いでは、新成人の皆さんに、20歳という区切りの年齢を迎え、この節目の時期に生じる様々な制度を周知し、成人として、自覚し責任ある行動に繋がっていただけるよう、啓発を行っています。

その方法としましては、出席者にお渡しする手提げバッグの中に、新成人の集い実行委員の皆さんが選定した校区ごとに異なる「記念品」と併せて、各課が封入を希望した啓発冊子などを同封したり、会場内の目に付く場所に啓発用のチラシを取り付けたりしています。

具体的には、新有権者向けのチラシ、年金や国民健康保険制度の案内、デートDVの防止、はたちの献血などを紹介する冊子や啓発物品となっております。

これらの冊子などは、新成人の皆さんに対してお知らせしたい内容のものであり、若い方に周知する貴重な機会だと考えております。

(3) 来年、令和4年の「新成人の集い」について

【教育部長答弁】

新成人の集いは、20歳を迎えた新成人の皆さんが、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ますために実施する、人生の節目の時期を迎える大切な事業であると考えております。

令和4年新成人の集いを開催する頃には、新型コロナウイルスの感染拡大が落ち着いていることを期待しておりますが、現時点ではどのようになっているのか予測することは難しい状況です。

新成人の集いの実施に当たりましては、緊急事態宣言発出の有無や、市内での感染拡大状況、これから始まるワクチンの接種状況などによるところも大きいと考えています。

しかしながら、尾張旭市で20歳を迎えた新成人の皆さんを市全体でお祝いすることができるよう、令和3年新成人の集いと同様に、できる限りの感染防止対策を実施した上で、開催していきたいと考えています。

【質問者】 安田 吉宏〔令和あさひ〕

【質問事項】 1 スカイワードあさひについて

(2) 現在の活用について

【教育部長答弁】

3階の歴史民俗フロアでは、民具企画展や考古企画展などの各種企画展及び市指定文

化財の円空仏の展示のほか、最近では、二次元コード（QRコード）をフロアの展示に貼付し、例えば無形民俗文化財のコーナーでは棒の手などの動画を見ることができます。また、子ども向けに歴史民俗フロアを案内しているパンフレット「歴史民俗フロアマップ」も用意しています。

8階の天体観測室「星の広場」では、天体や宇宙をテーマにした講座やイベントを開催しており、例えば、太陽観望会や夜間観望会のほか、親子天体観測教室、JAXAの宇宙教育プログラム「コズミックカレッジ」などの子ども向け講座を行っております。さらに、今年度は、市制50周年記念事業として明石市の天文科学館とスカイワードあさひをZoomでつないだ講演会を実施しました。

2 小中学校の学校給食について

(1) コロナ禍における新しい生活様式での学校給食について

【教育部長答弁】

給食は、学校生活の中で楽しみな時間ではありますが、コロナ禍においては、マスクを外し食べるということで、気を付けなければならない時間ともなっております。

本市の小中学校では、昨年6月から、学校の新たな教育活動の実施に向けたガイドラインに基づき、感染防止対策を徹底し給食を実施しております。

具体的には、配膳台等の事前の消毒、児童生徒全員の手洗いの徹底、会食開始までのマスクの着用、向かい合う席を避け前向きでの会食、配膳は限られた児童生徒と教員で行うなどの感染防止対策を行っております。

今後につきましても、引き続き、現在行っている感染防止対策を継続して取り組む必要があると考えております。

(2) 給食の食材について

【教育部長答弁】

尾張旭市産の食材につきましては、あいち尾東農業協同組合を通じて、市内の専業農家や産直友の会の方が生産された野菜等を購入しており、令和元年度は約7トン、約167万円でした。主なものは、ねぎ、たまねぎ、キャベツなどですが、市の特産品であるいちじくを加工したジャムを使ったゼリーなどの加工品にも尾張旭市産の食材を使用しております。

価格につきましては、食材により違いはありますが、市場価格とほぼ同じ程度となっております。

学校給食においても地産地消の取り組みは大切と考えております。

このため、本市以外の愛知県産の食材の活用についても、栄養教諭が献立を作成する上で積極的に愛知県産の食材を使用するよう努めております。

さらに、愛知県学校給食会が愛知県産の物資に力を入れており、主食をはじめ加工品にも県産品が多く使用されております。

(3) 給食費について

【教育部長答弁】

学校給食は、限られた予算の中で、栄養教諭が、児童生徒に必要な栄養を確保し、バランスのとれた献立を工夫し提供しています。

本市の給食費は、平成29年度から1食あたり小学校250円、中学校280円を保護者に負担していただいております。

この給食費は、食材に係る費用となっており、このうち、米飯などの主食や牛乳の費用を除いた金額、小学校で約140円、中学校で約160円が副食、いわゆる「おかず」に充てられる金額です。この金額の中で、栄養教諭が栄養のバランスを考え献立を作成しております。

文部科学省により給食で摂取すべき各栄養素が基準として定められておりますが、概

ね基準に沿った献立を提供できております。

このことから、現在の給食費で栄養バランスが保たれており、現在の給食費は適当であると考えております。

(4) 食べ残しについて

ア 牛乳の飲み残しについて

【教育部長答弁】

牛乳の飲み残しについては、令和元年度、びん容器による提供の最終年度になりますが、1日当たりの平均で、小学校が約12%、中学校が約17%でした。紙パックによる提供となった令和2年度は、1月までとなりますが、1日当たりの平均で、小学校が約9%、中学校が10%となっており、減少しております。

これは、今年度から容器が紙パックに変更されたことにより、ストローで飲むため、牛乳がこぼれにくくなったこと、においを感じにくくなったことで牛乳の苦手な児童生徒がこれまでより飲めるようになり、改善されたのではないかと考えております。

児童生徒からの声としては、落としても割れない、容器が軽くなり運び易くなった、飲む際は、こぼれない、においが気にならない、手に持ち易くなったなどの声を聞いております。

(4) 食べ残しについて

イ 牛乳以外について

【教育部長答弁】

学校給食は、成長期にある子どもたちの健康を保ち、より良く成長できるよう、栄養教諭により栄養バランスを考え提供しております。

このため、学校給食の食べ残しについては、食品ロスの観点だけでなく、子どもたちの栄養バランスの点でも危惧されるところであります。

牛乳以外の食べ残しについて、最近3年間のデータとして、平成30年度が小学校で約12%、中学校で約13%、令和元年度も同じく、小学校で約12%、中学校で約13%、令和2年度は1月までの状況で小学校が約11%、中学校が約12%となっております。

このことから、約1割程度が食べ残しとなっている状況でございます。

(5) 栄養について

【教育部長答弁】

学校給食における栄養については、学校給食実施基準等に基づいた必要な栄養量を満たすよう、栄養教諭が献立を作成しており、概ね基準に沿った献立を提供しております。その栄養バランスは、基本的に1日に必要とされる量のおよそ3分の1を摂取できるよう考えることになっております。

このため、議員が言われるように、食べ残しをする児童生徒や食が細い児童生徒につきましては、栄養の不足が心配されるところです。

栄養の摂取は、食べ残しと深く関連しています。現在は、かつてのように給食を無理に食べさせる指導は行っておりませんが、今後も食育事業や食育指導などを通して、給食ができるまでには生産者や調理する人など多くの人に関わっていること、食べ物は、動物や植物の命をいただいていることなど、食の大切さを理解させ、食べ残しが少なくなるよう指導していきたいと考えております。

(6) 学校給食を市民が食べられる機会について

【教育部長答弁】

学校給食を児童生徒の保護者を含め、市民の皆様に食べていただく機会としましては、保護者を対象として各学校で行われるPTAの給食試食会のほか、学校給食センターでは、市民の方が参加いただける試食会を年に3回開催しております。このうち、2

回は試食会と併せて、食の大切さや食に関する知識を学べる食育講演会を開催しております。

ぜひ市民の皆様もご参加いただき、現在、児童生徒がどのような給食を食べているのか味わっていただければと考えております。

(7) 今後の学校給食について

【教育部長答弁】

令和2年度は、市制50周年のお祝い献立で尾張旭市のイメージキャラクターを春巻きの皮の部分にあしらい、具材に尾張旭市産の小松菜を使用した「あさびーコロッケ」や市の特産品であるイチジクを使った「いちじくゼリー」を提供させていただきました。以前から、納入業者の協力を得てオリジナルのメニューを考案し取り入れてきましたが、この取組は今後も続けていきたいと考えております。

アレルギー対応給食などこれまでの取組を着実に行っていくとともに、給食だより等を活用して児童生徒の好きな献立を調査するなど、児童生徒が心待ちにする魅力ある給食を提供できるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

(8) 災害発生時について

【教育部長答弁】

災害発生時の給食センターの役割は、先ずは、施設の被害状況を確認し稼働できる状態であることが前提となります。学校が授業を行っている場合は、まず学校に給食を提供することであり、学校が休業となるような大規模災害においては、災害対策本部の指示のもと、非常配備体制に基づき、食糧班として、緊急炊き出しや食糧の調達に関する業務などを行うこととなります。

【質問者】 日比野 和雄〔令和あさひ〕

【質問事項】 1 小中学校の薬物乱用防止教育について

(1) 薬物乱用防止教育の狙いについて

【教育長答弁】

現在、県内では青少年の薬物乱用事案が増加しており、児童生徒への広がり懸念されております。薬物に対する危険性の認識を小中学校で高めることで、その後、適切な対応をとることにつながるととらえております。

また、愛知県教育委員会から、2月5日に薬物乱用防止教育の推進についての通知が発出され、各学校の実情に応じた方法により、児童生徒への薬物乱用防止に関する指導の徹底が求められております。

こうした状況を踏まえ、児童生徒の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を小中学校における薬物乱用防止教育のねらいととらえ、薬物乱用防止教育を推進しております。

(2) 薬物乱用防止教育の現状について

【教育長答弁】

学習指導要領では、小中学校で薬物乱用と健康について指導するよう規定されており、薬物や飲酒、喫煙といった成長期の体に悪影響を及ぼし、依存性や中毒性があり法律で禁じられているこれらの摂取について、保健の授業や学級活動の時間に指導しております。

また、薬物乱用防止教室を実施しており、愛知県警察本部の出前授業や本市のライオンズクラブの協力による薬物乱用防止教室を実施しております。

授業や教室では、体への影響や依存性について調べたり、たとえ1回の使用であっても「乱用」であり、「乱用」は法律によって厳しく処罰されることなどを伝えたりしております。

また、薬物に誘われた時にはっきりと断ることやその場から離れることの重要性も伝えております。特に、薬物の断り方などを具体的に示したり考えさせたりすることで、知識としてだけではなく、「絶対に使わない」などの自己決定に結びつく実践的な指導をしております。

(3) 今後の推進について

【教育長答弁】

近年は、スマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境になったことで、密売・購入方法の潜在化や巧妙化が一層進んでおります。そのため、薬物の誘いが身近なところに存在することとなり、これまで以上に、児童生徒が薬物に接してしまう機会が増加してしまうことが懸念されております。

SNSの使い方やSNS上での断り方など、SNSに関するモラル教育を高めることも薬物乱用防止につながると考えております。また、薬物問題について困ったことや悩み事があれば、周囲の大人にまず相談することが重要であるととらえております。

これまで、愛知県警や本市のライオンズクラブから多大なご協力をいただいております。感謝いたしております。今後につきましても、社会環境の変化に対応するため、様々な関係機関との連携をより一層図り、薬物乱用防止教育を推進していきたいと考えております。

【質問者】 花井 守行〔福祉、維新の会〕

【質問事項】 1 「いじめ」という言葉を使用するのをやめ、「犯罪」という明確な表現に変える取組について

(1) いじめを減らす取組について

ア スクールロイヤーの設置について

【教育長答弁】

スクールロイヤーにつきましては、令和2年度から愛知県が設置し、市町村の相談を受ける取り組みが始まりました。

本市での実績としましては、電話相談で1件（延べ3回）、巡回相談で1件、相談を行っております。また、3月には教頭会がスクールロイヤーの方をお招きし、研修会を実施したところです。

なお、学校の管理面について、法的側面から検討する場合には、必要に応じて、市の顧問弁護士を活用することも行っており、令和2年度の実績としましては、2件の相談を行っております。

(1) いじめを減らす取組について

イ スクールカウンセラーが有効に機能する仕組みについて

(7) 需要と供給のバランスについて

【教育長答弁】

スクールカウンセラーにつきましては、本市へは県から派遣されており、人数は中学校へ3名、小学校へ3名となっております。勤務形態については、中学校では、各校週1日、小学校では、週1日、担当している3小学校のうち1校に勤務することとなっております。

相談状況は各校によって違いはありますが、小学校では主に保護者が相談をし、中学校では、保護者に加え、放課や授業後などに生徒が相談をすることもあります。

相談件数の多い学校については、市の心のアドバイザーを併用しながら相談活動を進めているところです。

(1) いじめを減らす取組について

イ スクールカウンセラーが有効に機能する仕組みについて

(イ) 費用対効果について

【教育長答弁】

スクールカウンセラーにつきましては、本市へは県から派遣されており、その費用は県の負担となっており、本市の負担はありません。

また、市独自の相談体制に係る費用としましては、令和2年度予算では、スクールソーシャルワーカーが528万円、心のアドバイザーが274万円、心の教室相談員が648万円、合計で1,450万円を計上しております。

本市では、それぞれの役割で多くの相談・支援を行っており、費用対効果は高いものと考えております。

(1) いじめを減らす取組について

イ スクールカウンセラーが有効に機能する仕組みについて

(ウ) 教師の負担軽減という視点について

【教育長答弁】

児童生徒からの相談につきましては、担任や養護教諭など、教員が受けることがほとんどです。相談を受けた教員は、相談内容によってはスクールカウンセラーや相談員、場合によってはスクールソーシャルワーカーにつなげていきます。より専門的な知識を有しているスクールカウンセラーには、教員や学校では対応が難しい事案などをつなげることが多くなっています。

スクールカウンセラーなどの専門スタッフの活用は、児童生徒の支援とともに教員の負担軽減にもつながると考えております。

また、スクールカウンセラーによる教員研修も実施しており、教員の教育相談能力の向上にもつながると考えております。

(1) いじめを減らす取組について

イ スクールカウンセラーが有効に機能する仕組みについて

(エ) 今後の方針について

【教育長答弁】

県から派遣されるスクールカウンセラーに加え、市独自の対応として、相談体制の充実を図っております。

まず、教育研究室に臨床心理士や発達障害に造詣の深い心のアドバイザーを配置し、相談活動を行うとともに、学校への巡回相談も行っております。

また、児童生徒の心の居場所づくりや相談相手として、心の教室相談員を全校に派遣しております。

そして、スクールソーシャルワーカーが、毎週1回は学校を巡回し、児童生徒や保護者に対しての相談活動や、他の機関へつなげる働きをしております。

今後も、派遣されるスクールカウンセラーを効果的に活用するために、日常の相談体制を充実し、補完できるようにしてまいります。

(1) いじめを減らす取組について

ウ しょうがいの専門家の各学校の設置について

(ア) ソーシャルワーカーの専門性や実績について

【教育長答弁】

スクールソーシャルワーカーにつきましては、中学校区に1人の3名体制としており、毎週1回は学校を巡回し、児童生徒や保護者に対しての相談活動や、他の機関へつなげる働きをしております。

子どもたちが抱える家庭の問題について直接保護者と話をしたり、子育て支援室や児童相談所などと連携しながら取り組んでいる事例も多数あります。

令和元年度の活動実績としましては、104件の事案に対し支援を行い、544回の

訪問活動を行っております。

(1) いじめを減らす取組について

ウ しょうがいの専門家の各学校の設置について

(イ) スクールカウンセラーとの違いや連携について

【教育長答弁】

スクールカウンセラーは臨床心理に関する高度な専門性により、児童生徒の心の問題に関して、児童生徒へのカウンセリング、保護者・教職員への助言等を行います。

それに対し、スクールソーシャルワーカーは社会福祉の専門的な知識があり、関係機関と連携し、家庭支援を行うことができます

また、相互の連携につきましては、スクールソーシャルワーカーがそれぞれのスクールカウンセラーと情報共有し、相談活動に活かしているところでございます。

(1) いじめを減らす取組について

ウ しょうがいの専門家の各学校の設置について

(ウ) 専門家の設置について

【教育長答弁】

本市では、スクールカウンセラーに加え、心のアドバイザー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーによる相談体制を構築しており、その体制での人員の増加、相談時間の拡充などを行ってきました。今後も必要に応じ、充実を図ってまいります。

なお、本市では、金城学院大学と特別支援教育に関する協定を締結しており、臨床心理士やしょうがいの専門家の卵である学生の皆さんが、年間を通して、小中学校で実習を行っています。実習とはいえ、児童生徒の個別の支援・指導に関わっていただいていることは、本市の特色であり、将来の支援体制の充実にもつながっていくことを期待しております。

(2) 「いじめ」という言葉を使用するのをやめ、「犯罪」という明確な表現に変える取組について

ア スクールポリスの設置について

(ア) 守山警察署との協定における実績について

【教育長答弁】

守山警察署とは平成26年度に「学校警察連携制度」に関する協定を締結しており、児童生徒の非行、問題行動、犯罪被害及びいじめの防止並びに健全育成を推進するため、相互に緊密な連携を進めるよう努めております。

連携の内容としましては、尾張旭市いじめ問題連絡協議会のメンバーに加わっていただき、いじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行うとともに、生徒指導連絡会や生徒指導主事・主任会への参加いただき各小中学校との情報共有を行っております。

なお、協定締結後、学校へ出動を要請するような事例は生じておりません。

(2) 「いじめ」という言葉を使用するのをやめ、「犯罪」という明確な表現に変える取組について

ア スクールポリスの設置について

(イ) 校内に警察官を配備することについて

【教育長答弁】

校内に警察官を配備することにつきましては、実施する予定はございません。

必要となった場合には、締結した協定に基づき、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ってまいります。

なお、関連する取り組みとしましては、警察OBの方がスクールサポーターとして学校を巡回したり、相談に乗っていただく事業を実施しております。

(2) 「いじめ」という言葉を使用するのをやめ、「犯罪」という明確

な表現に変える取組について
イ いじめがなくなる原因について

【教育長答弁】

いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめを許さない風土づくりのため、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対処」の取組を積極的に進めていかなければいけないと感じております。

(2) 「いじめ」という言葉を使用するのをやめ、「犯罪」という明確な表現に変える取組について
ウ 言葉を変えることについて

【教育長答弁】

「いじめ」は、いじめ防止対策推進法において「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されており、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しております。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものも含まれますが、全てがそうではなく、表現を変えることは考えておりません。

1 3月校長会議等について

1 3月校長会議

(1) 教育長

- 年度末を迎えて
 - ・中学校卒業式：無事に実施できた
 - ・小学校卒業式：状況を確認しながら感染症対策を講じて実施する
- 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ・学校・教職員と市教委の情報共有を確実に行うことが大切
 - ・児童生徒が濃厚接触者となった場合の「学びの保障」
- 在校時間の管理
 - ・管理職として、状況把握及び対策の実行を
- 中央教育審議会の答申
 - ・ICT機器の活用
- 子どもたちの学びについて
 - ・「何ができるようになるか」だけでなく「学びの過程」も重要

(2) 教育部長

- 市議会定例会について
 - ・代表質問及び一般質問
- 備品の管理について
 - ・不測の事態が起きない環境づくりの依頼
- 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・ワクチン接種体制
- リサイクル広場の開設及び愛称の決定について
 - ・愛称「クルクル」

(3) 管理指導主事

- ・人事関係について 情報管理に十分留意すること
- ・教職員の不祥事根絶について

2 学校の様子

- 卒業式 無事終了 ※ 参加者の制限
 - 中学校 …… 3月 3日 (水)
 - 小学校 …… 3月19日 (金)それぞれ工夫して実施し、よい式となった。

- 卒業生を送る会・感謝の会などは、オンライン方式や体育館への入れ替え方式などの感染症対策を講じて実施した。
- GIGAスクール構想により導入された一人一台のタブレット端末を授業で活用している。タブレット本体の機能であるカメラや録画の機能を利用し、作品や演技の改善や評価に利用したり、インターネット検索を利用したりするのに加え、タブレットにインストールされている授業支援アプリ『スクールタクト』を利用して互いに意見を書き込み合うことなどを行っている。
- 公立高校入試 全日制及び定時制 終了

1 後援・推薦行事について

令和2年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
43	後援	子ども体づくりフェスタ2021	渋川福祉センター、東印場ふれあい会館	令和3年3月13日(土)から3月23日(火)まで	地域の子どもと保護者を対象に、子どもの姿勢や体のバランスを親がチェックしたり、姿勢や動きがよくなる体幹運動や道具を使って楽しみながら親子でできる運動を実践する。	一般社団法人フィジカルエクスペリション協会 代表理事 高須 秀一
44	後援	令和3年・尾張旭市軟式野球連盟・主催及び主管大会(学童部)	城山球場、晴丘グラウンド、旭丘グラウンド	令和3年6月26日(土)から10月9日(土)まで	軟式野球の普及と健全で明るい市民生活の向上に寄与するため、尾張旭市の公立小学校野球部によるトーナメント大会を開催する。	尾張旭市軟式野球連盟 支部長 加藤 仁亜貴
45	後援	令和3年・尾張旭市軟式野球連盟・主催及び主管大会(中等部)	城山球場、東中学校、瀬戸市民球場、長久手市民球場	令和3年5月16日(日)から9月25日(土)まで	軟式野球の普及と健全で明るい市民生活の向上に寄与するため、尾張旭・瀬戸・長久手地区の公立中学校野球部によるトーナメント大会を開催する。	尾張旭市軟式野球連盟 支部長 加藤 仁亜貴
46	後援	2021国立ポリシヨイサーカス夏休み名古屋公演	ドルフィンズアリーナ(愛知県体育館)	令和3年8月12日(木)から8月16日(月)まで	ロシアの国民文化であるロシアサーカスの公演を行い、文化交流及び夏の思い出の一助とする。	東海ラジオ放送株式会社 事業部長 佐宗 伸一
47	後援	OSCNじてんしゃスクール	尾張旭市民プール駐車場	令和3年5月9日(日)、11月21日(日)	自転車による事故や危険利用を防ぐための講習を行うことにより、公道において交通安全の手本となる自転車利用者の増加を促し、地域交通環境の向上に貢献する。	交通教育NPO OSCNじてんしゃスクール 代表 片山 昇

48	後援	スカイワードあさひ親子フェスタ	スカイワードあさひ	令和3年4月29日 (祝)	尾張旭市が住人の方々にとって、楽しいと感じられる故郷であるよう、「親子で体験できる」思い出づくりをテーマにあらゆるコンテンツを届ける。	コニックス株式会社 代表取締役 吉田 治伸
----	----	-----------------	-----------	------------------	---	-----------------------------

許可件数6件（後援6件）

2 情報公開請求について

請求年月日	令和3年1月29日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 西中学校、土・日・祝日の3時間以上の部活動指導手当てに関する書類一切（2020年11月分） 2 東栄小学校2021年1月の衛生小委員会の記録 3 東栄小学校在校時間状況記録一覧表（令和2年12月分）
決定年月日	令和3年2月12日
開示区分	一部公開
開示文書名	<ol style="list-style-type: none"> 1 西中学校、土・日・祝日の3時間以上の部活動指導手当てに関する書類一切（2020年11月分） 2 東栄小学校2021年1月の衛生小委員会の記録 3 東栄小学校在校時間状況記録一覧表（令和2年12月分）
担当部署	教育行政課
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 非公開とした部分 東栄小学校在校時間状況記録一覧表（令和2年12月分）の対応等に関する部分 2 非公開理由 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

3 尾張旭市教育委員会障がい者活躍推進計画の数値目標の達成状況について

全ての障がいのある職員が活躍できるよう、尾張旭市全体を挙げて取り組んでいくため、令和2年3月に策定した「尾張旭市障がい者活躍推進計画」の令和2年度の数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等を公表します。

※ 公表については、尾張旭市及び尾張旭市教育委員会共同で実施します

1 障がい者活躍推進計画の実施状況 計画で目標に掲げた取組の実績値をお知らせします。

(1) 【採用に関する目標：尾張旭市】 障がいのある職員の実雇用率（各年6月1日現在）

	R1	R2	各年度目標
雇用率(%)	2.92	2.13	法定雇用率以上
法定雇用率(%)	2.5	2.5	

※ 障がい種別及び人数については、個人が特定される恐れがあるため、非公表とします

【実績値に関する説明】

算定根拠となる職員の総数が、会計年度任用職員制度への移行で、大幅に増加したことにより、実雇用率が下がり、目標値である法定雇用率を下回り、法定雇用障がい者数も満たしていません。令和2年度には、実雇用率の数値が上がるよう、障がい者枠の採用試験を実施しましたが、今後も取組みを続け、障がいのある職員の実雇用率を上げていく必要があります。

(2) 【採用に関する目標：尾張旭市教育委員会】 障がいのある職員の実雇用率（各年6月1日現在）

	R1	R2	各年度目標
雇用率(%)	2.74	1.71	法定雇用率以上
法定雇用率(%)	2.4	2.4	

※ 障がい種別及び人数については、個人が特定される恐れがあるため、非公表とします

【実績値に関する説明】

算定根拠となる職員の総数が、会計年度任用職員制度への移行で、大幅に増加したことにより、実雇用率が下がり、目標値である法定雇用率を下回りましたが、法定雇用障害者数は満たしています。令和2年度には、実雇用率の数値が上がるよう、障がい者枠の採用試験を市長部局と共同で実施しましたが、今後も取組みを続け、障がいのある職員の実雇用率を上げていく必要があります。

- (3) 【定着に関する目標：尾張旭市】
不本意な離職者を極力生じさせない

	R1	R2	各年度目標
不本意な離職者（人）	0	0	0

【実績値に関する説明】

不本意な離職者は生じませんでした。今後も、不本意な離職者が生じないよう障がいのある職員が働きやすい環境を整備していく必要があります。

- (4) 【定着に関する目標：尾張旭市教育委員会】
不本意な離職者を極力生じさせない

	R1	R2	各年度目標
不本意な離職者（人）	0	0	0

【実績値に関する説明】

不本意な離職者は生じませんでした。今後も、不本意な離職者が生じないよう障がいのある職員が働きやすい環境を整備していく必要があります。

- (5) 【満足度に関する目標：尾張旭市及び尾張旭市教育委員会】
令和2年3月実施のアンケート調査集計結果以上

	R1	R2	各年度目標
満足度(%)	58.3	53.8	令和元年度の数値以上

【実績値に関する説明】

満足度が下がり、目標値を下回りました。障がいのある職員が働きやすい環境を整備し、満足度を上げていく必要があります。

4 特色ある学校づくりについて

1 概要

市内小中学校では、児童生徒の生きる力を育み、優れた個性を伸ばす教育を行うために、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、各学校が創意工夫を生かし積極的に「特色ある学校づくり」に取り組んでいる。

2 令和2年度の実績

学校名	特色	実施内容
旭小学校	「にじの森」「青空広場」を活用した感性の育成	にじの森のビオトープ、青空広場での学習活動
東栄小学校	違いを認めてともに生きる	小動物とのふれあい、いのちの授業、いじめ予防出張授業
渋川小学校	打ち囃子 ～伝統文化に親しみ、地域の方々との交流を通して～	音楽発表会
本地原小学校	他者と関わりながらよりよく生きる子を育てる教育活動 ～明るく 正しく のびのびと 本地ヶ原の本地っ子～	地域の力を活用した体験的学習、ストーリーテリングなど
城山小学校	地域(町・学校・人・自然・文化)とのふれあいの中で思いやりの心を育む	室町時代の文化学習(座禅、盆踊り、茶道、華道、水墨画)
白鳳小学校	地域を知り、地域に学び、地域とともに歩む	地域防災、昔の暮らし、ざい踊り
瑞鳳小学校	心豊かな子どもの育成 ～地域の「ひと・もの・こと」と関わる活動を通して～	馬頭琴の演奏、花咲き山運動、読み聞かせ
旭丘小学校	豊かな心をもつ旭丘の子	栽培活動、読み聞かせ
三郷小学校	健康教育	健康作り週間(歯みがき習慣の定着、生活リズムの意識付けと振り返り)花壇づくり、持久走大会
旭中学校	聴く力、考える力、伝える力を高める授業の工夫 ～新学習指導要領と「特別の教科道徳」の実施に向けて～	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「夢と絆の講演会」の中止に伴い、事業中止
東中学校	「自分をつくる」キャリア教育の推進	マナー講座

西中学校	「いのち」と真剣に向き合う地域社会の一員として自立した、生きる力を育む教育活動	人権講演会
------	---	-------

3 令和3年度の計画

学校名	特色	実施内容
旭小学校	「にじの森」「青空広場」を活用した感性の育成【継続】	にじの森、学習園、青空広場を活用した学習
東栄小学校	違いを認めてともに生きる【継続】	小動物とのふれあい、いのちの授業、道徳講演会
渋川小学校	打ち囃子【継続】 ～伝統文化に親しみ、地域の方々の交流を通して～	音楽発表会
本地原小学校	他者と関わりながらよりよく生きる子を育てる教育活動【継続】 ～明るく 正しく のびのびと本地ヶ原の本地っ子～	棒の手、赤ちゃん訪問、馬頭琴演奏など
城山小学校	地域（町・学校・人・自然・文化）とのふれあいの中で思いやりの心を育む【継続】	室町文化・棒の手などの体験、城山公園や周辺での学習活動
白鳳小学校	地域を知り、地域に学び、地域と共に歩む【継続】	伝統芸能（ざい踊り、棒の手、お囃子）の体験、地域防災学習
瑞鳳小学校	「ひと・もの・こと」と関わり合う、心の教育【継続】	人権講習会、保育園や地域の方との交流、棒の手体験
旭丘小学校	豊かな心をもつ旭丘の子【継続】	読書活動、栽培活動、エンジョイ旭丘、立腰など
三郷小学校	健康教育【継続】	フッ素洗口、花壇づくり、命の学習など
旭中学校	豊かなキャリア観の育成【新規】	社会人から学ぶ会、職場体験
東中学校	「自分をつくる」キャリア教育の推進【継続】	地域と連携したキャリア教育
西中学校	「いのち」と真剣に向き合う地域社会の一員として自立した、生きる力を育む教育活動【継続】	人権集会、スマホ安全教室、人生の先輩から学ぶ会、卒業生から学ぶ会など

5 令和2年度尾張旭市教育支援委員会の結果について

第1回教育支援委員会

- 1 開催日時
令和2年9月2日(水)午後2時～
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂2
- 3 議題
 - (1) 在学児童・生徒の就学について
 - (2) 在学児童・生徒の教育支援について

第2回教育支援委員会

- 1 開催日時
令和2年11月27日(金)午後2時～
- 2 開催場所
尾張旭市役所 講堂1
- 3 議題
 - (1) 新学齢児の就学及び教育支援について
 - (2) 在学児童・生徒の教育支援について

検討結果

就学先	新学齢児		そ の 他		計		
	小学校	中学校	小学校 (現1～5年)	中学校 (現1～2年)	小学校	中学校	
通常 の 学 級	1	2	3	2	4	4	
特 別 支 援 学 級	15	15	69	33	84	48	
県立特別支援学校	視覚障害						
	聴覚障害						
	知的障害	2	1			2	1
	肢体不自由						
	病 弱						
瀬戸特別支援学校	1				1		
就 学 猶 予							
計	19	18	72	35	91	53	

6 令和2年度「いじめ実態調査」の調査結果について

(1) 調査目的

本調査は、いじめ防止のための教育に生かすことを目的に、平成18年から毎年行っている。学校生活への満足度、いじめの態様、いじめ被害者の対応、継続の状況、いじめへの意識等を各校が把握するとともに、尾張旭市内の小中学生全体の傾向を捉える資料としている。

(2) 調査実施期間

令和2年11月（市内小学校9校、中学校3校の計12校で、学校単位で実施）

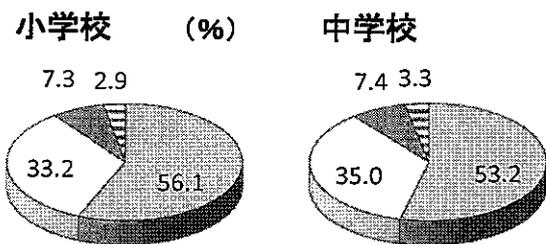
(3) 調査対象数

小学校児童調査総数 4,743人（回答率99.0%）

中学校生徒調査総数 2,283人（回答率95.5%）

(4) 調査結果概要

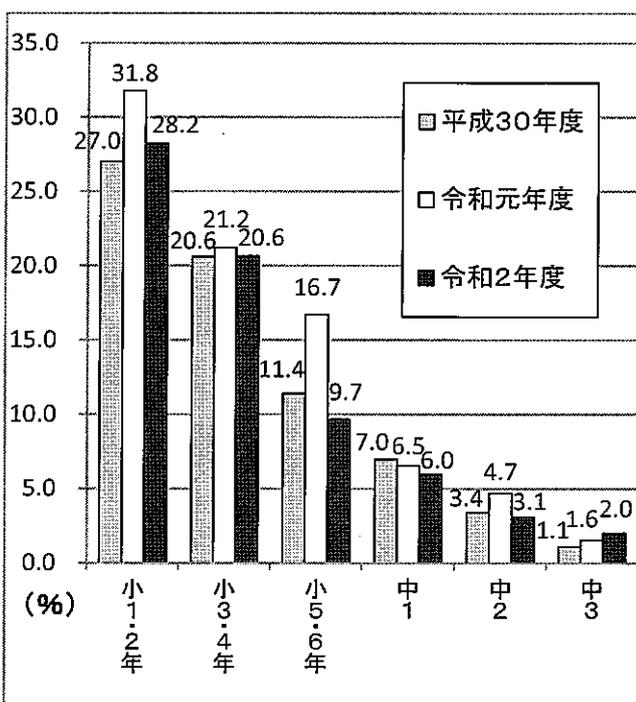
Q:学校は楽しいですか



楽しい
 まあまあ楽しい
 あまり楽しくない
 楽しくない

昨年度とほぼ同様の結果である。小・中学校とともに、90%程度が、学校生活は「楽しい」「まあまあ楽しい」と回答しており、多くの児童・生徒は楽しく学校生活を送っていると言える。しかし、「あまり楽しくない」「楽しくない」と回答している児童・生徒も10%程度いる。学校生活が楽しくないと思う原因（いじめなのか、学習などそれ以外のものか）を探り、解決や改善のための支援を具体的にできるようにする必要がある。

Q:今の学年でいじめられたことはありますか

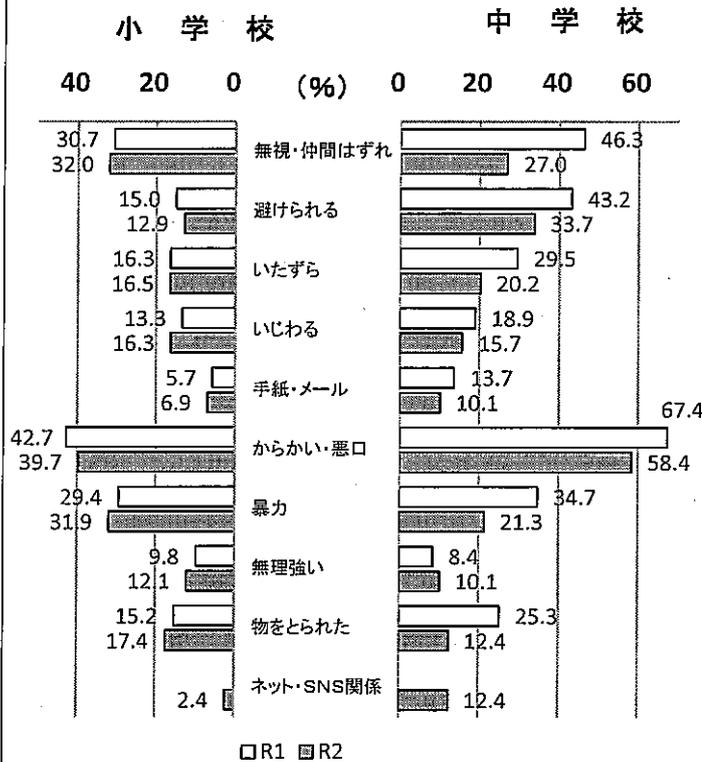


例年と同様、「いじめられた」という回答は、年齢が低いほど多く、年齢が高くなるにつれて少なくなる。これは、低学年のうち、日常の単発的な「トラブル」も含めて「いじめ」と捉えているからだと考えられる。しかし、どの学年でも「いじめられた」という認識をもつ児童・生徒がいることは間違いない。嫌な思いをしたり、苦しんでいたりする児童・生徒がいることを念頭に置き、対応・対策していく必要がある。

ここ数年、いじめの積極的認知により、初期のうちに対応をしたり、事後の見守りや声かけなどをしたりといじめ対策を推進している。また、未然防止のために、日ごろから児童・生徒の様子に目を配り、いじめの早期発見、早期解決に努めている。

今後も、アンケート結果をもとに、組織的な対応・対策を行い、確実にいじめを減らしていくことが大切である。

Q: どんないじめをされましたか

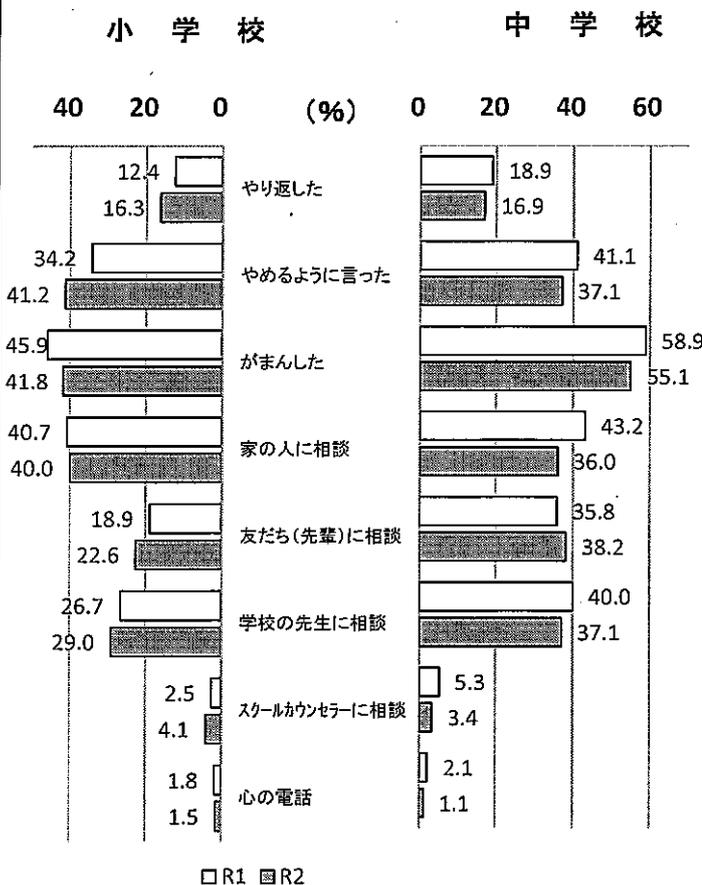


いじめの被害側が認識している態様としては、小・中学校ともに「からかい・悪口」「無視・仲間外れ」が多い。「からかい・悪口」には、いわゆる「いじり」も含まれているとみられる。悪意がなくても、相手が嫌がっていれば「いじめ」になりうることを指導していかなければならない。

「無視・仲間外れ」については、加害側と被害側が入れ替わりながら繰り返されるケースが多い。中学校で多い「避けられる」も同様だが、相手の心を傷つける卑劣な行為であることを、道徳教育等を通じて、児童・生徒一人一人に考えさせる必要がある。

また、小学校では「暴力」も多い項目である。目に見える分、認知はしやすいのだが、直接の危害となるため大きな問題になりやすい。いわゆる「キレやすい」児童が増え、衝動的に手がでてしまうことも多い。感情をコントロールするスキルを身に付けるための指導も必要である。

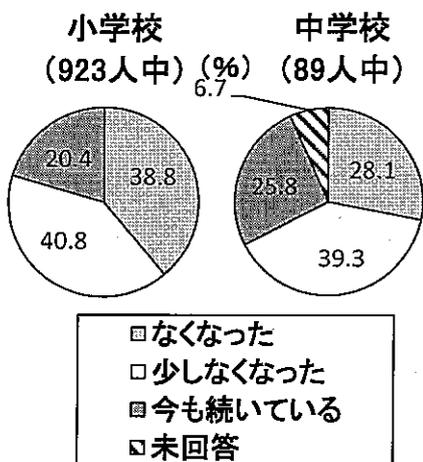
Q: いじめられてどうしましたか



小・中学校のどちらにおいても「がまんした」が、最も多い項目となってしまっている。昨年度と比較すれば減少しているが、割合としては依然として高い数値である。児童・生徒が一人で悩みを抱えてしまうことがないように、見守りや支援をしてくれる人がたくさんいることを伝え、安心させる必要がある。また、担任だけでなく、養護教諭、授業や部活等で関わりのある教師が、子どもたちの変化に敏感にならなければならない。

相談相手としては、家族の役割が大きいことがわかる。また、中学校では「友だち(先輩)」や「先生」など、家族以外への相談も増えている。重大な事態を回避するためには、誰かに「相談できる」ことが必要不可欠である。教師として、困ったときにすぐ対応したり、いじめが起こった際に迅速に対処したりすることができるよう、児童・生徒と向き合い、信頼を得ることが大切である。また、SCや心の教室相談員等の紹介や周知を積極的に進めるなど、より相談しやすい雰囲気・環境を整えていく必要がある。

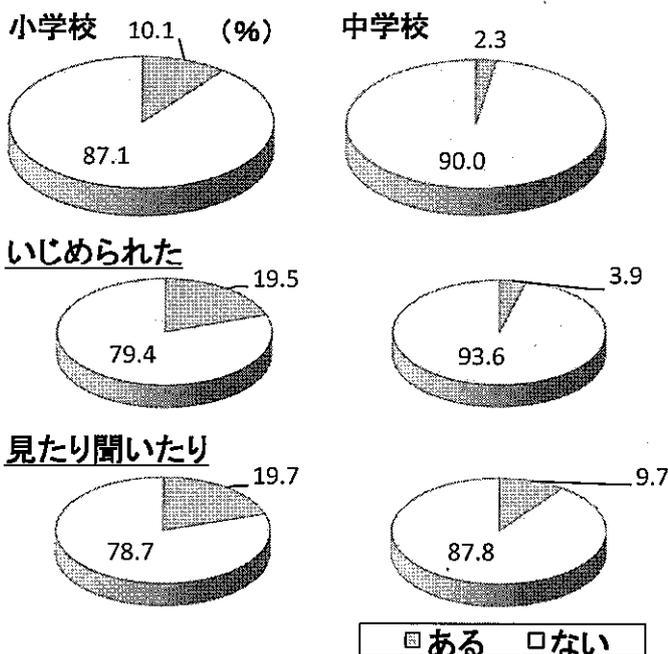
Q:いじめはどうなりましたか



「いじめがなくなった」と回答したのは、小学校で約39%、中学校で約28%であった。見方を変えれば、小学校で約61%、中学校で約65%もの児童・生徒が、何らかの形で「いじめが続いている」と回答していることになる。現在進行形で、多くの児童・生徒がいじめによる苦痛を感じているという現状を重く受け止め、対応に努めなければならない。

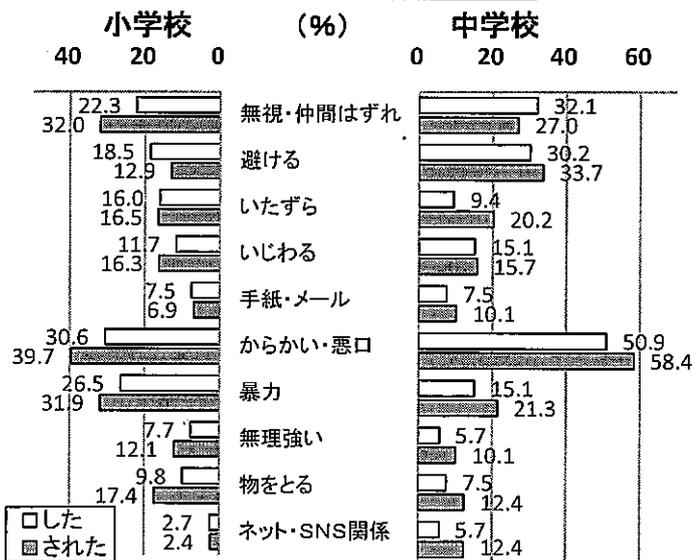
長期にわたり継続しているようないじめは、人間関係や態様、原因等が複雑なケースが多い。どんな場合でも、常に被害側の立場に立って指導をしなければならないが、加害側が様々な問題を抱えていることもある。教師として、どちらの側の児童・生徒に対してもきちんとしたケアをしていく必要がある。また、継続した見守りや声かけを行い、いじめの再発防止に努めることが必要である。全職員で共通理解を図り、対処していくことで、いじめを許さないといった体制を作ること忘れてはならない。

Q:今の学年でいじめをしてしまったことはありますか



今回から、いじめの加害側についても調査を実施した。「いじめをしてしまった」と回答した児童・生徒は、小学校で約10%、中学校で約2%であった。「いじめられた」という回答と比較すると半数程度であり、加害側の自覚・認識が低いことがわかる。一方、「見たり聞いたりした」という回答は、被害側と同数程度以上あり、周囲のいじめを認識する力は育ってきていると考えられる。これらの児童・生徒が、正しくいじめを認識したうえで、いじめはいけない、許さないという気持ちをもって行動できるようになることが大切である。

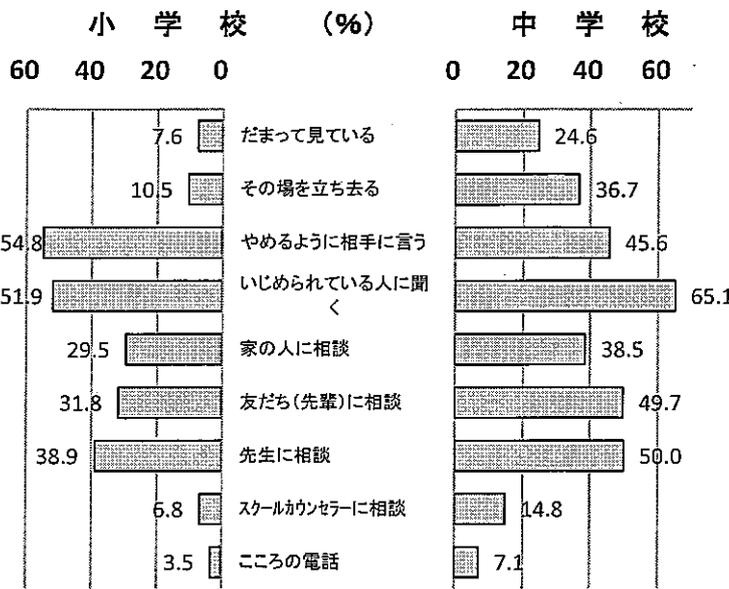
Q:どんないじめをしてしまいましたか



いじめの加害側の態様としては、小・中学校ともに「からかい・悪口」が最も多い。これは、被害側の認識とも一致している。いわゆる「いじり」も含まれているとすれば、加害側は「いじり」がいじめであることをわかってやっていることになる。また、小学校の「避ける」、中学校の「無視・仲間はずれ」は、被害側の認識を加害側が上回っている。これは、被害側が気付いていないだけで、さらに多くのいじめがあることを示している。

今回の調査で、加害側の認識の低さやいじめの傾向がデータとして示された。今後のいじめの認知や具体的な指導に生かしていく必要がある。

Q:いじめを見たらどうしますか



小・中学校ともに、「やめるように相手に言う」「いじめられている人に話を聞く」と回答している児童・生徒の割合が多く、被害者に寄り添おうとする気持ちが育っていると考えられる。反面、中学校では「立ち去る」「だまって見ている」の割合も多くなり、人間関係の複雑さから、直接言いづらい状況であることが想像できる。

相談の相手としては、小・中学校ともに教師の割合が最も多い。しかし、相談関係の項目は、どれも数値として十分という訳ではない。被害者が一人で抱え込んでしまわないために、誰か（どこか）に「相談できる」状況をつくるのが大切である。「相談」の重要性を発信するとともに、より良い相談相手となれるよう、普段の声かけなどを通して、一人一人の心と向き合い、信頼関係をつくっていく必要がある。

(5) 全体として

小・中学校ともに、90%程度の児童・生徒が学校に来ることを楽しいと感じており、大多数が充実した学校生活を送ることができている。しかし、小学校で約20%、中学校で約4%は「今の学年になっていじめられた」ことがあり、そのうち「いじめがなくなった」と回答したのは、小学校で約39%、中学校で約28%であった。残念ながら、「いじめは絶対ダメ」という共通理解で指導がされているにもかかわらず、現実問題としていじめは存在し、その多くは何らかの形で継続している状況にある。根本的な解決策について、考えなければならない。また、いじめられて「がまんした」割合も依然として高い状況にある。「相談する」ことの大切さを伝える指導や「相談できる」雰囲気・環境づくりについても力を入れていく必要がある。

本年度から加えた加害側に関する調査からは、加害側と被害側のいじめに対する認識の違いが確認できた。多くの項目で、加害側が被害側を下回っており、自分の言動がいじめになっていることを認識できていない。しかし、項目としての割合が多いものは一致しており、何がいけないのかは認識できているようである。同じことをしても、感じ方や受け取り方は、程度や相手によって違うことについて考え、より具体的に指導していく必要がある。「ネット・SNS関係」の項目は、予想されたほど高い数値ではなく、いじめの態様としては、まだ少数であることがわかった。しかし、小学校高学年や中学校では、実際にトラブルも起きており、対応が必要になるケースもでてきている。学校でも1人1台のタブレット利用が始まった。ネット等に触れる機会の増加とともに、様々な問題が起こることも予想される。情報モラル等に関する学習は各校で行っているが、今後は学年や発達段階に応じて指導内容を充実させていく必要がある。

いじめは、成長過程の人間形成に大きな影響を与える問題である。早期に発見し、解決することが何よりも重要であるといえる。しかし、いじめの背景には、自己肯定感や自己有用感の低下、家庭環境、発達障がいなど難しい部分もたくさんあり、学校の対応だけでは解決できないこともある。関係機関や専門家、保護者や地域の人等と連携をとり、解決のための支援・指導体制の構築がさらに進むようにしていかなければならない。

1 令和2年度第2回尾張旭市学校給食運営委員会の結果について

1 開催日時

令和3年2月18日（木） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所

尾張旭市学校給食センター 2階 食育指導室

3 議題等

(1) 報告事項

ア 令和2年度学校給食実施状況について（令和2年12月1日現在）

イ 令和2年度学校給食センター食育事業（4月～12月）について

(2) 協議事項〔主な内容〕

ア 令和3年度学校給食センター事業計画について

- ・ 給食の実施方針
- ・ 行事食の実施
- ・ アレルギー対応給食の実施 等

⇒原案どおり承認された。

イ 令和3年度学校給食センター食育事業計画について

- ・ 食育推進講演会
- ・ 親子料理教室
- ・ 給食献立募集 等

⇒原案どおり承認された。

ウ 「皆が食べられる学校給食の日」の名称変更について

⇒原案どおり承認された。

4 その他

学校給食におけるコロナウィルス感染症拡大防止対策等について質問あり。

2 「皆が食べられる学校給食の日」の名称変更について

1 「皆が食べられる学校給食の日」の概要

食物アレルギーにより学校給食を常に食べていない児童・生徒や食物アレルギーの対応給食を提供している児童・生徒等がアレルギーのない子ども達と同様な学校給食を食べられるよう、平成25年度から実施している。

副食から7大アレルゲン（卵、乳、小麦、そば、落花生、かに、えび）を除いた給食を提供している。

開始当初は、学期に1回、現在は、月に2回提供している。

2 課題

(1) 名称と実際とのずれ

7大アレルゲン以外のアレルゲンのある児童生徒は変わらず喫食できていない。厳密には、「皆が」食べられていない。

(2) 市民の誤解

献立表をご覧になった市民から、児童生徒以外の誰もが、（一般市民でも）給食を喫食できる日だと誤解を受けたことがあった。

3 名称変更について

上記の課題に対応するため、給食センター内で名称変更の検討を行った。

学校給食で笑顔になれるようにという願いを込め、また、市のイメージキャラクターのあさびーを加え、5つの候補の中から「あさびースマイル給食」を候補とし、第2回学校給食運営委員会の中で承認された。

1 第26回尾張旭市生涯学習フェスティバル実施結果について

1 開催趣旨

広く市民に、日頃の生涯学習の成果を発表する場を提供するとともに、楽しく学び続ける生涯学習の啓発と参加へのきっかけづくりとして、生涯学習フェスティバルを開催する。期間中に、尾張旭市内で行われる生涯学習関係行事に「生涯学習フェスティバル」の冠を付け、市民の積極的な参加を促す。

2 主催

第26回尾張旭市生涯学習フェスティバル実行委員会
尾張旭市、尾張旭市教育委員会

3 開催期間

令和3年2月13日（土）から同年3月7日（日）まで

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一部イベントを中止

4 開催場所

中央公民館、文化会館、スカイワードあさひ、どうだん亭、維摩池周辺、オンライン等

5 関係課等

生涯学習課、図書館、文化スポーツ課、市民活動課、産業課、都市整備課、（6部署）

6 協力団体

スカイワードあさひ星の会、尾張旭市少年少女発明クラブ、ふるさとガイド旭、愛知消費者協会尾東支部尾張旭班、寺田保全の会、ATFフォーティーエイトグループ（文化会館指定管理者）ハマダスポーツ企画株式会社（体育施設指定管理者）（7団体）

7 総参加者数

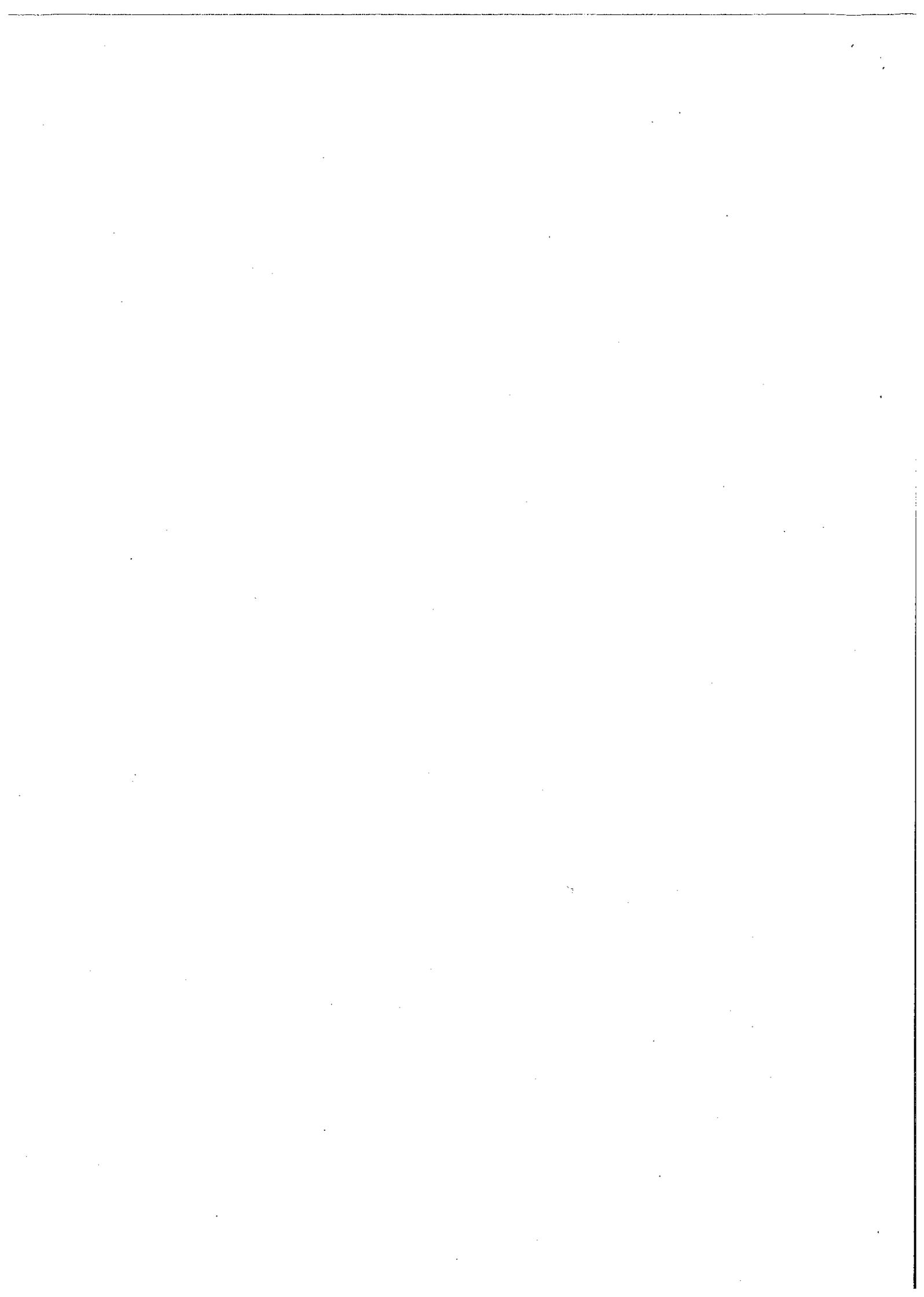
約2,400人（前年度実績約1,800人）

8 各事業の実施結果

第26回尾張旭市生涯学習フェスティバル実施結果一覧表 別紙

9 その他

- (1) 「オープニングイベント サイエンスショー」をはじめ、「おはなし動画 おわりあさひのむかしばなし」「オンラインスポーツ教室」「男女共同参画講座」「オンライン発明クラブ」の各事業をオンラインで開催
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じるとともに、各事業の実施に当たり、生涯学習フェスティバル実行委員会から感染防止資機材を貸与
- (3) （一財）自治総合センターから助成を受けて開催



第26回尾張旭市生涯学習フェスティバル 実施結果一覧表

別紙

催し	開催日	開催場所	内容等	参加人数
親子であそぼ！STEMフェスティバル 「サイエンスショー」	2月14日(日)	文化会館	親子で気軽に学ぶサイエンスショー	445
スカイワードあさひ天体観測室 太陽観望会	期間中の 火・土・日曜日	スカイ ワード あさひ	天体観測室のH α 太陽専用望遠鏡 で、燃える太陽を観よう！	805
おはなし動画 おわりあさひのむかしばなし	期間中随時配信	インター ネット	あさひのむかしばなしの朗読をネット で配信	667
オンラインスポーツ教室	期間中随時配信	インター ネット	指定管理者によるオンラインスポー ツ教室を開催し、ワンポイントアドバ イスを実施	81
スカイワードあさひ星の会 天体写真展	2月13日(土) ～21日(日)	中央 公民館	スカイワードあさひ星の会の皆さん が撮影した天体写真を展示	45
スカイワードあさひ天体観測室 夜間天体観望会	2月14日(日)、21 日(日)、28日 (日)、月7日(日)	スカイ ワード あさひ	天体観測室の50cm望遠鏡で、天体 観測	中止
大人のためのおはなし会	2月18日(木)	文化会館	ボランティアによる文芸作品の朗読 等	44
男女共同参画講座「スポーツと女性の活躍」 ①オリンピックも目指す「男女平等」～女性にマラ ソンは無理？～ ②相撲がオリンピック種目に!?～望まれる女性の 活躍～	①2月19日(金) ②2月20日(土)	インター ネット	スポーツ、オリンピックを通じて、女性 の活躍や男女共同参画を学びます	17
第21回GROUPE14e展覧会	2月20日(土) ～3月7日(日)	スカイ ワード あさひ	昭和41年度旭丘高校美術科卒業生 による絵画・彫刻などの展覧会	中止
親子天体教室 プラネタリウムをつくらう！	2月20日(土)	スカイ ワード あさひ	ボランティアさんと一緒に、工作キッ トを使ったプラネタリウムを作ってみ よう！	18
救命講習定期開催	2月21日(日)	消防署	・応急手当の重要性 ・成人に対する心肺蘇生法 ・大出血時の手当 を学びます。	中止
寺田保全の会 山辺の散歩道「いま池の丘」で遊ぼう！	2月21日(日)	集合場所 維摩池 北西駐車 場	山辺の散歩道の途中にあるベンチ付 近で、近くの畑で取れた「ひょうたん」 を使って遊ぼう	20

催し	開催日	開催場所	内容等	参加人数
ふるさとガイド旭 研究成果発表	2月25日(木)	中央公民館	①狩宿城主・林弥助の系譜、②江戸時代村絵図の現代図への復元、③資料で見る尾張旭の近代疫病史	26
消費生活講座「スマートフォンでインターネットを楽しもう～気をつけよう消費トラブル～」	2月25日(木)	中央公民館	スマートフォンの基本的な操作とインターネットの利用方法を学び、消費トラブルを未然に防ぐための知識を身に付けよう	15
考古企画展「尾張旭七城めぐり」	2月25日(木)～令和4年1月31日	スカイワードあさひ	尾張旭市内の城跡について展示・解説します。実際に現地の城跡をめぐる御城印を集めることができます	開催中
どうだん亭ひな人形展	2月27日(土)～3月3日(水)	どうだん亭	市民寄贈の明治・大正・昭和のひな人形を展示 ※HPで動画を配信	中止
令和2年度健康朝食メニュー表彰式	2月27日(土)	イトーヨーカドー尾張旭店	令和2年度健康朝食メニューの応募作品の中から優秀作品に選ばれた人を表彰します	中止
親子であそぼ！STEMフェスティバル「オンライン発明クラブ」	2月28日(日)	インターネット	今年はオンラインでものづくり体験！身近にあるものが電池になる！？発明クラブ指導員さんと楽しい実験をしよう	14
尾張旭市文化会館防災コンサート	2月28日(日)	文化会館	「全盲の歌姫 若渚ちゃんといっしょに考えよう！」 若渚ちゃんに、目の見えない世界についてのお話を聞きながら、ホールでの避難について考えるとともに、素晴らしい歌声を届けていただくコンサート。	124
図書館開館40周年記念講座	3月5日(金)	文化会館	絵本作家 とよたかずひこ氏による講演(講師自身による読み聞かせや絵本創作秘話など)	88
ふるさとガイド旭「新居・稲葉の石造物をめぐってブラ歩き」	3月6日(土)	文化会館(集合場所)	古い道をたどり、神社や寺院などに立ち寄り、特徴的な石造物を確認しながら歩いてみませんか。	28
第36回公民館まつり ①作品展示の部 ②舞台発表の部	3月6日(土)、7日(日)	文化会館	公民館で活動する団体・サークルの作品展示と舞台発表	無観客
※出品点数は除いて集計			合計	2,392

1 令和2年度第2回尾張旭市立図書館協議会の結果について

1 開催日時

令和3年1月29日（金）

2 開催場所

書面開催

3 議題等

(1) 報告事項

ア 読書奨励事業の状況について

- ・感染症対策を講じた上で、「図書館のお仕事体験」、「大人のためのおはなし会」、「尾張旭市立図書館開館40周年記念講座」等を開催

イ 図書館における施設修繕について

ウ 図書館利用者アンケートの実施結果について

- ・開館40周年を期に利用者を対象としたアンケートを実施
実施期間 令和2年12月2日～15日
回収件数 397件（回収予定 300件）

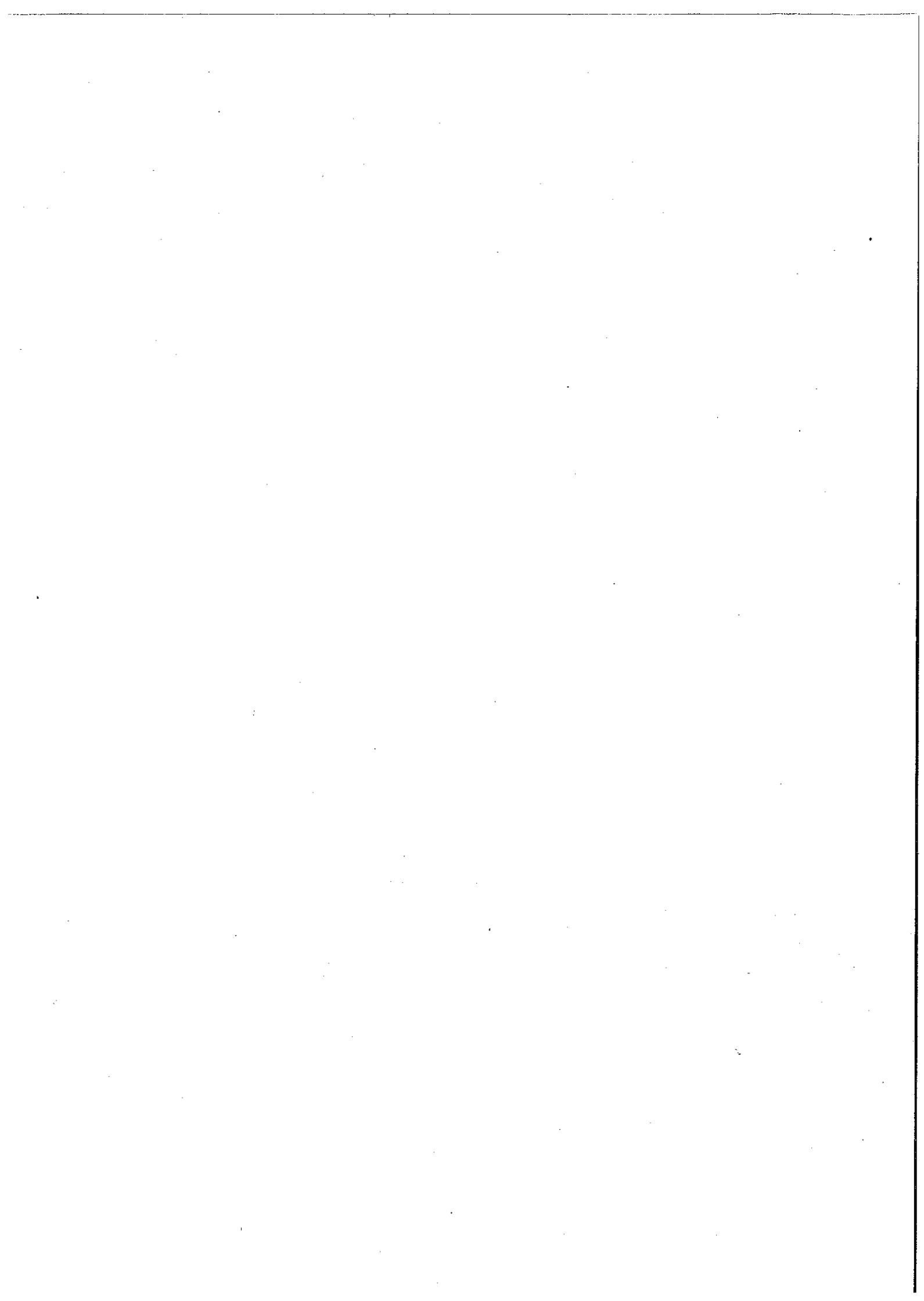
(2) 協議事項

図書館サービスのデジタル化について（案）

ア 図書館サービスのデジタル化について

- ・『あさひのむかしばなし 卓ヶ洞の竜』に収録された10話の朗読に挿絵画像を加えて撮影し、編集完了順に市ホームページから配信

イ 新聞記事、官報のデジタル化について



1 令和3年4月1日付け尾張旭市教育委員会事務局職員の人事異動について

1 部長級（0名）

異動後	氏名	異動前
—	—	—

2 部次長級（1名）

異動後	氏名	異動前
教育部次長兼管理指導主事 兼学校教育課長	（県教育委員会 職員）	県教育委員会

3 課長級（5名）

異動後	氏名	異動前
教育政策課長	田 島 祥 三	教育行政課長
学校教育課主幹兼指導主事	（県教育委員会 職員）	県教育委員会
学校給食センター所長	松 原 友 雄	教育行政課主幹兼学校給食センター所長
図書館長	三 浦 明 美	生涯学習課主幹兼図書館長
文化スポーツ課長	加 藤 剛	こども子育て部保育課長

4 課長補佐級（8名）

異動後	氏名	異動前
企画部情報政策課長補佐兼デジタル推進係長兼システム管理係長	加 藤 貴 之	教育行政課長補佐（庶務担当）兼庶務係長
都市整備部都市整備課長補佐（公園緑地担当）兼公園緑地係長	林 正 信	文化スポーツ課長補佐兼文化振興係長
教育政策課長補佐兼教育施設係長	篠 田 忠 浩	教育行政課長補佐（教育施設担当）兼教育施設係長
学校教育課長補佐（学校教育担当）兼学校教育係長	阪 良 子	教育行政課長補佐（学校教育担当）兼学校教育係長
学校教育課長補佐（学校指導担当）兼学校指導係長兼指導主事	（県教育委員会 職員）	県教育委員会

学校教育課長補佐（庶務担当）兼庶務係長	大 和 弘 明	総務部総務課長補佐兼総務係長
図書館長補佐兼図書館係長	森 下 佳 美	生涯学習課図書館長補佐兼図書館係長
文化スポーツ課長補佐兼文化振興係長	加 茂 恵 司 郎	企画部情報課長補佐兼情報推進係長

5 係長級（8名）

異 動 後	氏 名	異 動 前
こども子育て部保育課庶務係長	小 笠 原 久 美 子	教育行政課副主幹
教育政策課教育政策係長	中 川 暢 顕	生涯学習課生涯学習係長
教育政策課副主幹	稲 生 さ よ り	都市整備部下水道課副主幹
学校給食センター学校給食係長	森 永 久 美	教育行政課学校給食センター副主幹
生涯学習課生涯学習係長	浅 見 貴 子	生涯学習課図書館副主幹
生涯学習課公民館係長	戸 田 慎 也	教育行政課学校給食センター学校給食係長
図書館副主幹	松 下 恭 子	生涯学習課図書館副主幹
文化スポーツ課スポーツ係長	二 井 厚 吏	文化スポーツ課体育係長

6 主査級（5名）

異 動 後	氏 名	異 動 前
健康福祉部保険医療課	梶 田 弥 生	生涯学習課
教育政策課	上 間 香 織	教育行政課
教育政策課	前 川 諒	教育行政課技師
学校教育課	伊 藤 維 希	教育行政課
図書館	池 田 和 義	生涯学習課図書館主事

7 主事級（8名）

異 動 後	氏 名	異 動 前
総務部総務課	水 野 史 章	文化スポーツ課

財政課	川 本 梨 絵	教育行政課
教育政策課	黒 澤 宏 志	総務部財産経営課
学校教育課	菱 田 和 明	教育行政課
学校給食センター	高 橋 雅 大	都市整備部下水道課浄化センター
生涯学習課	若 杉 佳 彦	市民生活部産業課
図書館	水 野 陽 子	総務部税務課
文化スポーツ課	山 端 大 介	総務部収納課

8 労務職（4名）

異 動 後	氏 名	異 動 前
教育政策課	戸 田 昌 也	教育行政課
教育政策課	藤 岡 将 基	教育行政課
学校給食センター	近 藤 典 子	教育行政課学校給食センター
図書館	齋 藤 健 治	生涯学習課図書館

9 再任用職員（4名）

異 動 後	氏 名	異 動 前
〈一般事務職等〉		
市民生活部産業課	佐 藤 悦 生	生涯学習課
図書館	杉 山 毅	生涯学習課図書館
〈労務職〉		
学校教育課	堀 場 弘 美	教育行政課
学校教育課	大 野 ひ と み	教育行政課

10 新規採用職員（0名）

配 属 先	氏 名	備 考
—	—	—

11 新規再任用職員（2名）

配 属 先	氏 名	備 考
-------	-----	-----

〈一般事務職等〉		
生涯学習課	安藤 繁 樹	
図書館	戸松 裕 子	

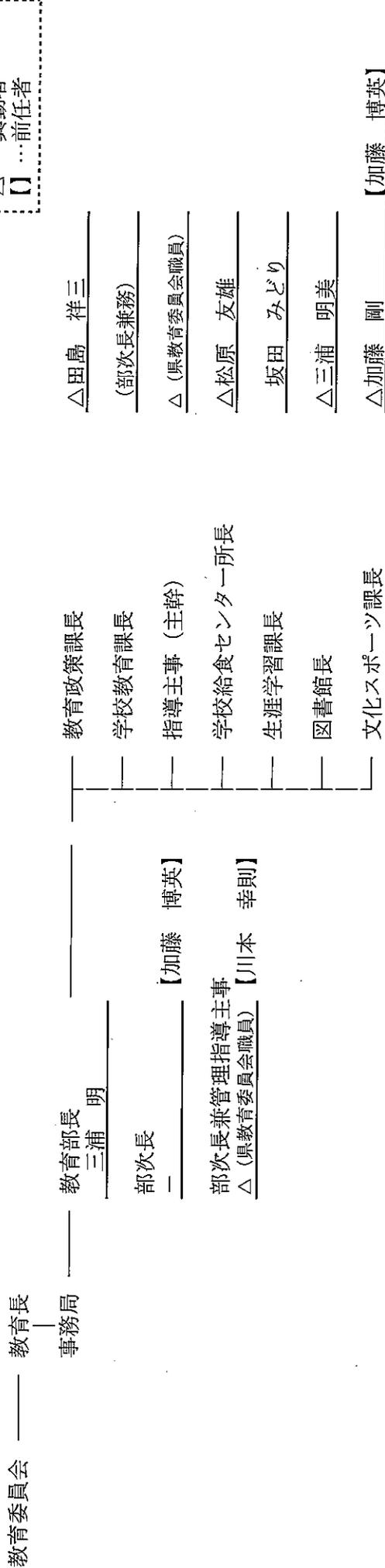
1.2 退職・派遣終了者（5名）

現 職	氏 名	備 考
〈部次長級〉		
教育部次長兼文化スポーツ課長	加藤 博 英	
教育部次長兼管理指導主事	川本 幸 則	派遣終了等
〈課長補佐級〉		
教育行政課長補佐（学校指導担当）兼学校指導係長兼指導主事	二村 尚 文	派遣終了等
〈係長級〉		
生涯学習課公民館係長	安藤 繁 樹	
〈主査級〉		
生涯学習課図書館	戸松 裕 子	

1.3 再任用任期満了者（0名）

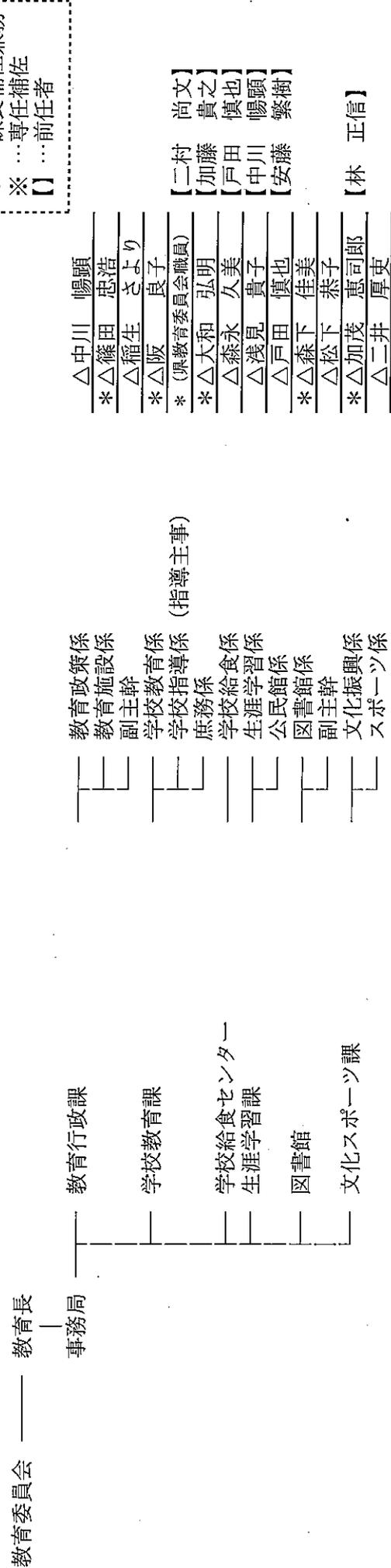
所 属 名	氏 名	備 考
—	—	—

○部・課長級職員配置状況

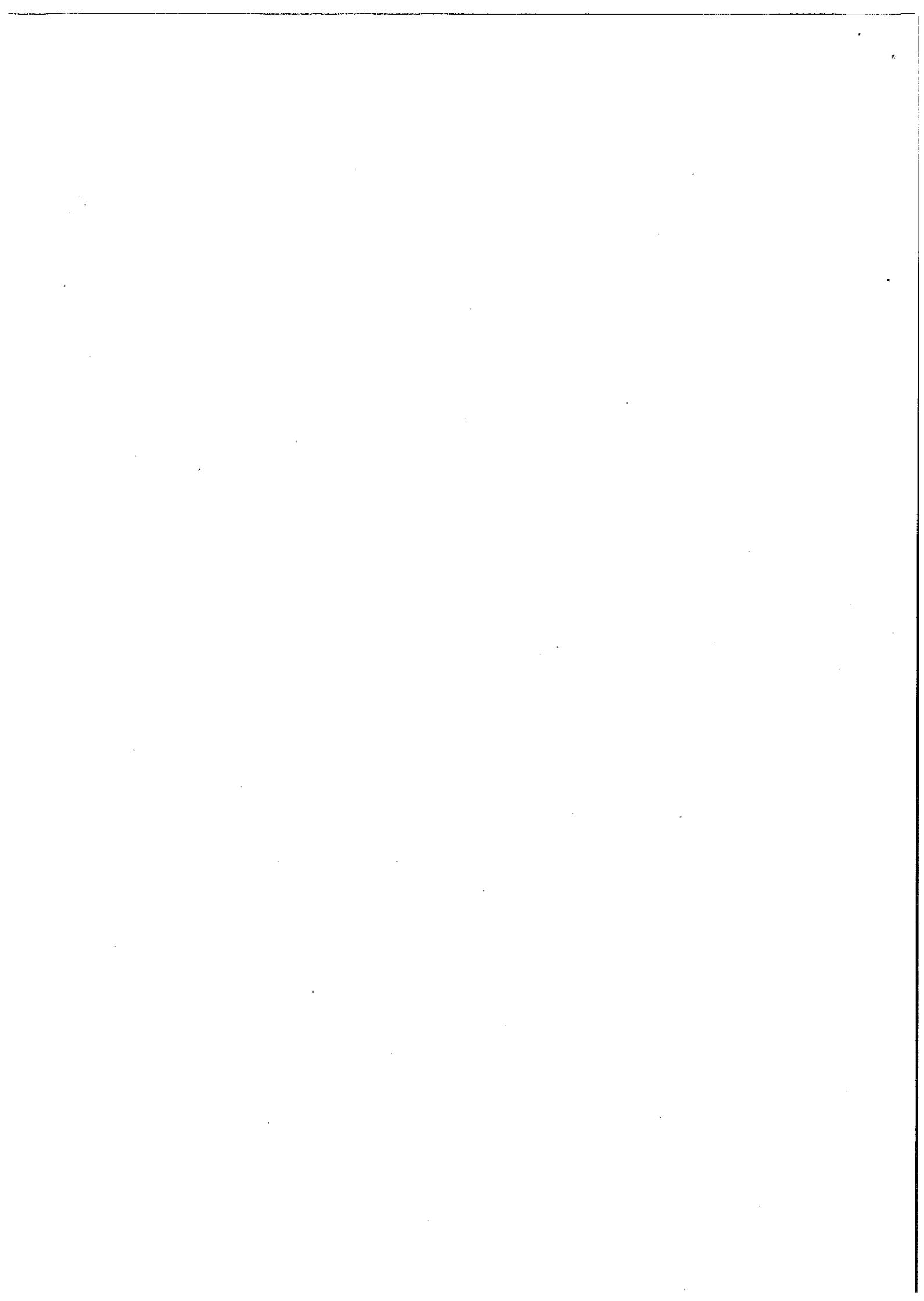


○…昇任者
△…異動者
□…前任者

○課長補佐・係長級職員配置状況



【加藤 博英】
○…昇任者
△…異動者
*…課長補佐兼務
※…専任補佐
□…前任者



承認第2号

令和3年度一般会計補正予算（当初）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第5条第1項の規定により、別記のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、委員会の承認を求める。

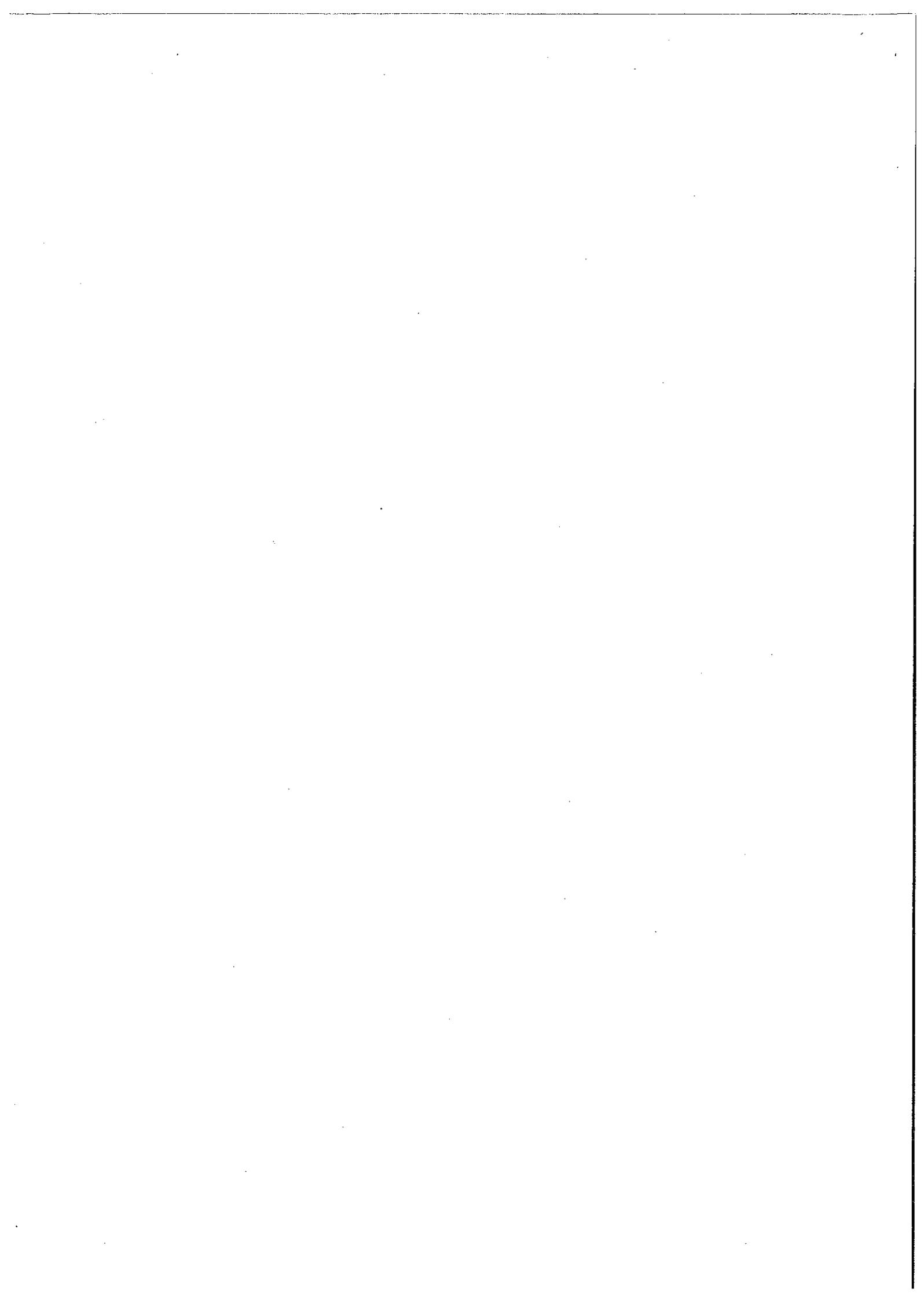
令和3年3月24日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和3年度当初予算調整後さらに調整する必要が生じた予算について、令和3年3月15日に教育長が臨時に代理をしたので、その承認を求めるため必要があるからである。



令和3年度教育費予算目別集計表

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		当初補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
14 使用料及び 手数料	1 使用料	7 教育使用料	23,786	0	23,786	0	23,786
15 国庫支出金	1 国庫負担金	2 教育費国庫負担金	66,290	0	66,290	0	66,290
	2 国庫補助金	5 教育費国庫補助金	9,210	0	9,210	5,300	14,510
16 県支出金	2 県補助金	8 教育費県補助金	17,845	0	17,845	0	17,845
	3 県委託金	5 教育費委託金	119	0	119	0	119
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	596	0	596	0	596
		2 利子及び配当金	1	0	1	0	1
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	800	0	800	0	800
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	330	0	330	0	330
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	363,354	0	363,354	0	363,354
22 市債	1 市債	3 教育債	321,100	0	321,100	0	321,100
計			803,431	0	803,431	5,300	808,731

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	当初予算額	補正額累計		当初補正	
				増減額	補正後予算額	増減額	補正後予算額
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	2,000	0	2,000	1,100	3,100
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,674	0	2,674	0	2,674
		2 事務局費	593,524	0	593,524	0	593,524
		3 教育振興費	112,307	0	112,307	1,200	113,507
	2 小学校費	1 学校管理費	476,018	0	476,018	3,600	479,618
		2 教育振興費	115,205	0	115,205	5,000	120,205
	3 中学校費	1 学校管理費	378,009	0	378,009	1,800	379,809
		2 教育振興費	90,631	0	90,631	0	90,631
	4 給食センター費	1 給食センター費	592,188	0	592,188	0	592,188
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	8,974	0	8,974	900	9,874
		2 社会教育振興費	4,861	0	4,861	0	4,861
		3 公民館費	103,134	0	103,134	7,500	110,634
		4 図書館費	33,039	0	33,039	7,500	40,539
		5 文化財保護費	12,012	0	12,012	0	12,012
6 文化会館費		68,225	0	68,225	10,600	78,825	
6 保健体育費	1 保健体育総務費	10,312	0	10,312	0	10,312	
	2 体育施設管理費	88,304	0	88,304	0	88,304	
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入還付金	200	0	200	0	200
計			2,691,617	0	2,691,617	39,200	2,730,817

歳入予算明細書

15款 国庫支出金	2項 国庫補助金	5目 教育費国庫補助金	(単位 千円)
節	補正額	説	明
3 社会教育費補助金	5,300	文化芸術振興費補助金 [0 ⇒ 5,300]	5,300
計	5,300		

歳出予算明細書

4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	(単位 千円)
節	補正額	説	明
11 役務費	1,100	新型コロナウイルス対策事業 PCR検査手数料 [0 ⇒ 1,100]	1,100 1,100
計	1,100		

10款 教育費	1項 教育総務費	3目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説	明
7 報償費	1,200	教職員研修・研究推進事業 授業力向上研修講師謝礼 [1,600 ⇒ 2,800]	1,200 1,200
計	1,200		

10款 教育費	2項 小学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説	明
17 備品購入費	3,600	新型コロナウイルス対策事業 校用備品購入費 [0 ⇒ 3,600]	3,600 3,600
計	3,600		

10款 教育費	2項 小学校費	2目 教育振興費	(単位 千円)
節	補正額	説	明
13 使用料及び賃借料	5,000	新型コロナウイルス対策事業 自動車借上料 [0 ⇒ 5,000]	5,000 5,000
計	5,000		

10款 教育費	3項 中学校費	1目 学校管理費	(単位 千円)
節	補正額	説	明
17 備品購入費	1,800	新型コロナウイルス対策事業 校用備品購入費 [0 ⇒ 1,800]	1,800 1,800
計	1,800		

10款 教育費	5項 社会教育費	1目 社会教育総務費	(単位 千円)
節	補正額	説	明
18 負担金、補助及び 交付金	900	新成人の集い開催事業 新成人の集い催事負担金 (新型コロナウイルス対策分) [0 ⇒ 900]	900 900
計	900		

10款 教育費 5項 社会教育費 3目 公民館費 (単位 千円)

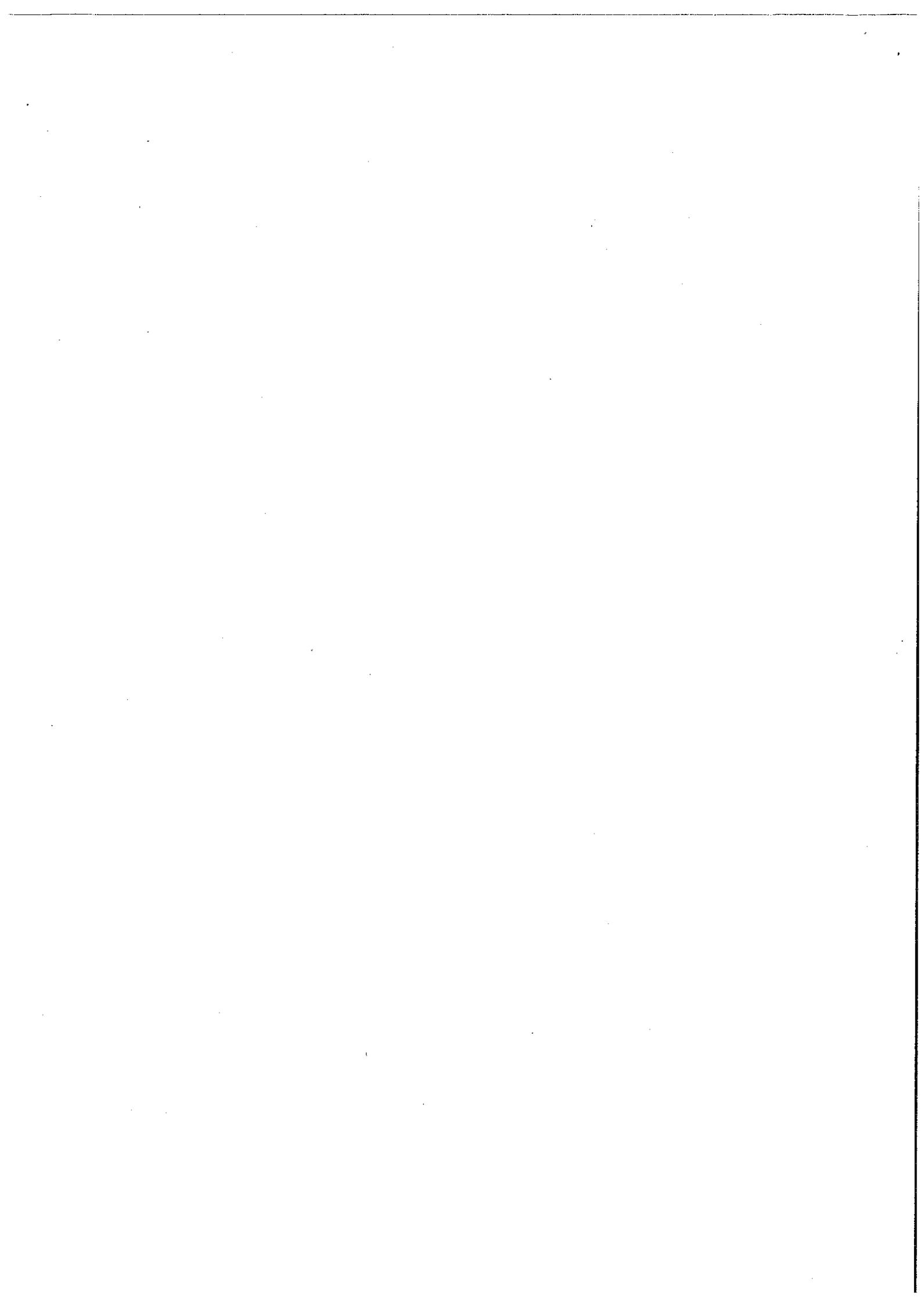
節	補正額	説	明
10 需用費	135	公民館講座開催事業	7,500
11 役務費	315	消耗品費	135
12 委託料	1,700	[0 ⇒ 135]	
14 工事請負費	4,500	電信電話料	315
17 備品購入費	850	[51 ⇒ 366]	
		中央公民館等通信ネットワーク整備工事設計委託料	1,700
		[0 ⇒ 1,700]	
		中央公民館等通信ネットワーク整備工事	4,500
		[0 ⇒ 4,500]	
		一般備品購入費	850
		[0 ⇒ 850]	
計	7,500		

10款 教育費 5項 社会教育費 4目 図書館費 (単位 千円)

節	補正額	説	明
14 工事請負費	7,300	図書館施設維持管理事業	7,500
17 備品購入費	200	トイレ改修工事	4,800
		[0 ⇒ 4,800]	
		換気設備等改修工事	2,500
		[0 ⇒ 2,500]	
		一般備品購入費	200
		[0 ⇒ 200]	
計	7,500		

10款 教育費 5項 社会教育費 6目 文化会館費 (単位 千円)

節	補正額	説	明
17 備品購入費	10,600	文化会館維持管理事業	10,600
		一般備品購入費	10,600
		[0 ⇒ 10,600]	
計	10,600		



第6号議案

尾張旭市立小中学校管理規則の一部改正について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和3年3月24日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

提案理由

この案を提案するのは、学校における働き方改革を推進するに伴い、教育委員会が実施する教育職員の業務量の適切な管理を規定し、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

尾張旭市立小中学校管理規則（昭和54年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章（略） 第7章 補則（第33条） 附則	目次 第1章～第6章（略） 第7章 <u>教育職員の業務量の適切な管理（第33条）</u> 第8章 補則（第34条） 附則 第7章 <u>教育職員の業務量の適切な管理</u> 第33条 <u>教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることに より学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所</u>

定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各機関に当該各機関の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

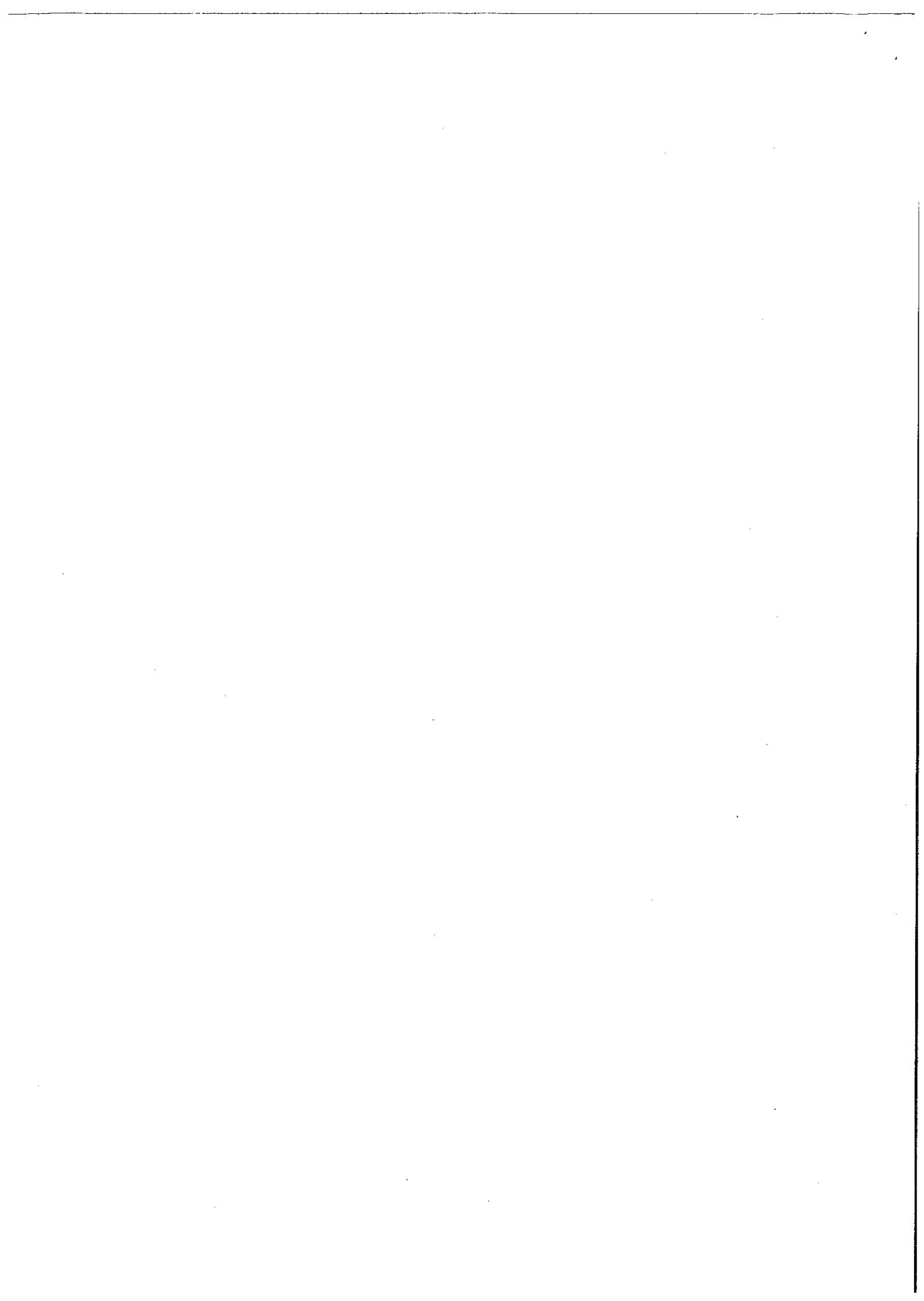
3 教育委員会は、前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。

第7章 補則

(雑則)

第8章 補則

(委任)



第7号議案

尾張旭市教育委員会における押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和3年3月24日提出

尾張旭市教育委員会
教育長 河村 晋

提案理由

この案を提案するのは、教育委員会の手続等における押印を廃止するに当たり、関係規則を整備する必要があるからである。

尾張旭市教育委員会における押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

（尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則等の一部改正）

第1条 次の表の左欄に掲げる規則のうち、同表の右欄に掲げる様式中「印」を削る。

規則の名称	様式
尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則（昭和54年教育委員会規則第4号）	第5号様式
尾張旭市体育施設の管理運営に関する規則（昭和62年教育委員会規則第5号）	第9号様式
尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則（平成2年教育委員会規則第5号）	第6号様式
尾張旭市どうだん亭の管理運営に関する規則（平成11年教育委員会規則第1号）	第5号様式

（尾張旭市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 尾張旭市教育委員会公印規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

公 印 台 帳

印 影	公印名称			
	用途		寸法	ミリメートル
	書体		印材	
	作成 改刻	年 月 日		
	廃止	年 月 日		
	廃止理由			
保 管 者		保 管 期 間		
役 職 名	氏 名			
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
		年 月 日から 年 月 日まで		
~~~~~				
		年 月 日から 年 月 日まで		

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第8条関係)

公 印 使 用 簿

月 日	文書の記号番号又は件名	宛 名	使 用 者	
			所 属 名	使 用 者 名

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で、現に残存するものは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

